

専決処理報告 第 1 号

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則 の一部を改正する規則の専決処理報告

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（別紙）について、高知県教育委員会事務専決規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号）第6条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に専決したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

高知県教育委員会事務専決規程

第6条 教育長は、第2条に掲げる事務以外の事務について緊急やむを得ない事情により教育委員会に付議することができないときは、これを臨時に専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に専決したときは、次の教育委員会の会議に報告し、承認を得なければならない。

高知県高等学校等奨学金 制度改正の概要 (H22.4.1 施行)

項目	旧制度	新制度													
1. 収入（所得）要件 [規則第2条第4項第4号] [規則第2条第4項第5号] [選考事務要領第4]	予約申請 生活保護基準の1.5倍 在学申請 { 生活保護基準の1.5倍 生活保護基準の2.0倍	予約申請 } 生活保護基準の2.0倍に基準 在学申請 } を一本化 また、収入基準額を規則で定めず、別途要 領で規定する													
	母子（父子）加算 90,000円	廃止 (H21年6月定例教育委員会決定済)													
2. 成績要件 [規則第2条第4項第5号] [規則第3条第2項第4号] [規則第9条第4項]	在学申請時における生活保護基準2.0倍の収入（所得）要件で申請する場合 評定の平均が3.0以上の成績証明必要	廃止													
3. 緊急採用要件 [規則第2条第4項第6号]	事由発生前の収入が基準額以上の世帯であって、事由発生後に収入が減少し基準額以下になった世帯	生活保護法の保護の基準を参考にして県教育長が定める基準額以下の世帯 事由発生前の収入状況は問わない													
	支出が著しく増大した世帯	支出が著しく増大したことにより修学が困難であると県教育長が認める世帯													
4. 併用規制 [規則第2条第6項]	特別支援教育就学奨励費の給付者への貸付不可	特別支援教育就学奨励費の給付者への貸付を可能とした (H21.4.1 施行)													
5. 通学区分 [条例第3条第1項] [規則第3条第2項第3号] [規則第3条第3項第3号] [規則第3条の2第3項] [規則第4条第1項]	自宅通学又は自宅外通学 自宅外通学の者は、その証明書が必要	廃止													
6. 奨学金区分及び貸与月額 [条例第3条第1項] [規則第9条の2]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">国公立</td> <td>自宅通学</td> <td style="text-align: center;">18,000円</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td style="text-align: center;">23,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">私立</td> <td>自宅通学</td> <td style="text-align: center;">30,000円</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td style="text-align: center;">35,000円</td> </tr> </table> 自宅外通学の証明が必要	国公立	自宅通学	18,000円	自宅外通学	23,000円	私立	自宅通学	30,000円	自宅外通学	35,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">国公立</td> <td>18,000円 希望者には5,000円加算</td> </tr> <tr> <td>30,000円 希望者には5,000円加算</td> </tr> </table> 申し出により、増額又は減額可能 (挙証書類は不要)	国公立	18,000円 希望者には5,000円加算	30,000円 希望者には5,000円加算
国公立	自宅通学		18,000円												
	自宅外通学	23,000円													
私立	自宅通学	30,000円													
	自宅外通学	35,000円													
国公立	18,000円 希望者には5,000円加算														
	30,000円 希望者には5,000円加算														
7. 現況報告書 [規則第9条第3項]	継続時毎年4/20までに提出	廃止 年度当初に「奨学生在籍調査書」により学校に在学確認を行う													
8. 貸与の復活 [条例第5条] [規則第11条]	「復活」	→文言を「再開」に改める													

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の
一部を改正する規則議案説明

1 改正の理由

経済的な理由により著しく修学が困難な者に貸与している高等学校等奨学金について、より高校生の修学を支援する制度とするために、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例の一部改正し、奨学金の額の区分に係る要件を緩和することから、関係規則について見直しを行うものである。

併せて、成績優秀者の世帯のみ対象としていた収入基準額を、全ての世帯に適用するとともに、特別支援教育就学奨励費との併給を可能にする等の見直しを行うものである。

〔高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例の主な改正内容〕

- ・ 貸与月額：国公立18,000円、私立30,000円
- ・ 上記貸与月額に、自宅外通学者にのみ5,000円の加算を認めていたものを、希望した全ての者に5,000円の加算を認めること
- ・ 5千円の加算は、随時、申出により増額又は減額を可能とすること

2 改正の主な内容

- (1) 成績要件を撤廃し、収入基準額（b）以下の世帯であれば奨学金の貸与を受けられるようにするとともに、規則で定めていた収入基準額を、生活保護法の保護の基準を参考にして県教育長が別に定めるようにすること。
- (2) 特別支援教育就学奨励費との併給を可能とすること。
- (3) 成績要件の撤廃に伴い、毎年、継続して奨学金の貸与を希望する者に提出を求めていた現況報告書を廃止すること。
- (4) 生活福祉資金貸付制度要綱の改正に基づき、高知県生活福祉資金貸付事業に係る文言を修正すること。
- (5) 条例、規則本文の改正に伴い、関係規則・様式を改正すること。
- (6) この規則の一部改正に伴い、高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正すること。

3 施行期日

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、特別支援教育就学奨励費との併給については、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

教育委員会規則

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月 日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

高知県教育委員会規則第 号

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則（平成14年高知県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「保護者は、奨学金」を「保護者（以下「保護者」という。）は、同項の規定に基づき貸与される奨学金（別表第1を除き、以下「奨学金」という。）」に改め、同条第4項第4号中「別表第1に定める基準額（a）」を「生活保護法の規定による保護の基準を勘案して県教育長が定める基準額（次号において「基準額」という。）」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「次条第3項において」を「以下」に、「別表第1に定める基準額（a）」を「基準額」に改め、「又は支出が著しく増大した世帯」を削り、同号を同項第5号とし、同項に次の1号を加える。

（6） 生計急変の事由により、収入が著しく減少し、又は支出が著しく増大した世帯に属する者で、著しく修学が困難であると県教育長が認めたもの

第2条第5項中「修学資金」を「教育支援資金」に、「別表第2備考1」を「別表第1備考1」に改め、同条第6項を削る。

第3条第1項中「高等学校等」を「高等学校等（条例第1条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「前条第4項第1号から第5号まで」を「前条第4項第1号から第4号まで」に改め、同項第2号中「高等学校等の」を「高等学校等が」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同項第5号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同条第3項中「前条第4項第6号」を「前条第4項第5号又は第6号」に、「別記第1号様式の4」を「別記第1号様式の3」に改め、同項第2号中「高等学校等の」を「高等学校等が」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同条第4項中「が中学校」を「が中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）」に、「申請書」を「申請書等」に改める。

第3条の2第1項中「内定した申請者には別記第1号様式の5」を「内定した申請者（次条第1項において「内定者」という。）には別記第1号様式の4」に改め、「（以下「内定通知書」という。）」を削り、同条第2項中「申請書等」を「前条第1項の規定による申請書等」に改め、同条第3項を削る。

第4条第1項中「第3条第2項若しくは第3項の」を「内定者について4月30日までに高等学校等に在学していることを確認したとき又は第3条第2項若しくは第3項の規定による」に改め、「又は前条第3項の書類の提出があったとき」を削り、「、貸与する者」を「、奨学金を貸与する内定者又は申請者」に、「貸与しない者」を「貸与しない内定者又は申請者」に改め、同条第2項中「申請書」を「第3条第2項又は第3項の規定による申請書等」に改め、同条第3項中「貸与」を「奨学金の貸与」に改める。

第5条第2項中「第2条第4項第6号」を「第2条第4項第5号又は第6号の規定」に、「第4条第1項」を「前条第1項」に、「県教育長が」を「県教育長が奨学金の」に改める。

第6条第1項中「奨学生は、」を「奨学生は、第4条第1項の規定による」に改め、同条第2項中「連帯保証人」を「前項の連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）」に改める。

第7条第2項中「申請書」を「第3条第1項から第3項までの規定により申請書等」に改める。

第9条第3項及び第4項を削る。

第9条の2第1項を次のように改める。

奨学生は、転学又は編入学をしたことにより貸与を受けている奨学金の奨学金区分の変更が必要となったとき又は条例第3条第3項の規定に基づく奨学金の月額の変更を申し出ようとするときは、別記第8号様式による奨学金貸与月額変更申請書（以下この条において「変更申請書」という。）を在学する高等学校等を経由して県教育長に提出しなければならない。

第9条の2第2項中「増額申請書」を「変更申請書」に、「を増額する」を「を変更する」に、「増額する」を「奨学金の月額を変更する」に、「別記第8号様式の3」を「別記第8号様式の2」に改め、「（次項において「変更通知書」という。）」を削り、「増額しない」を「変更しない」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 第1項の奨学金区分の変更による奨学金の月額の変更は、転学又は編入学をした日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときにあっては、その日の属する月）から、これを行うものとする。

4 第1項の条例第3条第3項の規定に基づく奨学金の月額の変更は、変更申請書に記載された変更希望日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときにあっては、その日の属する月）から、これを行うものとする。ただし、当該変更希望日が当該変更申請書を県教育長が受理した日以前の日である場合は、当該受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときにあっては、その日の属する月）から行うものとする。

第11条の見出し中「復活」を「再開」に改め、同条第1項中「奨学金の貸与を一時停止された者が」を「条例第4条の規定に基づき奨学金の貸与を一時停止された奨学生は、条例第5条の規定により」に、「復活を」を「再開を」に、「奨学金貸与復活申請書」を「奨学金貸与再開申請書」に改め、同条第2項中「奨学金貸与復活申請書」を「奨学金貸与再開申請書」に、「貸与の復活」を「奨学金の貸与の再開」に、「復活を」を「奨学金の貸与の再開を」に、「奨学金貸与復活通知書」を「奨学金貸与再開通知書」に改め、同条第3項中「前項」を「条例第5条」に、「貸与の復活は、」を「奨学金の貸与の再開は、奨学金の」に改める。

第14条中「規定により」を「規定に基づき」に、「又は」を「又は」に改める。

第15条第1項中「別表第2の」を「別表第1に定める」に改め、同条第2項中「に入学し、修学する」を「で修学する」に、「別表第2」を「別表第1」に改め、同条第3項中「返還の」を「奨学金の返還の」に改め、同条第4項中「返還の」を「奨学金の返還の」に、「申請を」を「当該申請を」に改める。

第16条第2項中「金融機関」を「指定金融機関等」に改め、同条第3項中「奨学生は、」を「奨学生は、条例第6条の規定に基づき」に、「又は」を「又は条例第8条の規定に基づく奨学金の」に改め、同条第4項中「前項」を「同項」に改める。

第17条第1項中「奨学金返還猶予申請書に」を「奨学金返還猶予申請書に奨学金の」に改め、同条第2項中「返還の」を「奨学金の返還の」に、「決定し、」を「決定し、奨学金の返還の」に改め、同条第4項中「第8条第2号」を「第8条第2号の規定」に、「1年以内の期間」を「1年以内で当該期間を」に改める。

第18条第1項中「別表第3及び別表第4に規定する」を「別表第2及び別表第3に定める」に改め、同条第2項第2号中「医師の」を「医師が」に、「が確認できる」を「を確認することができる」に改め、同条第3項中「返還の」を「奨学金の返還の」に、「決定し、」を「決定し、奨学金の返還の」に改め、同条第4項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「別表第3に規定する」を「別表第2に定める」に改め、同項第2号中「別表第4に規定する」を「別表第3に定める」に改める。

第19条中「第10条の規定に基づき」を「第10条第1項の規定により」に、「その端数金額又はその全額」を「当該端数又は当該全額」に改める。

第20条第1号中「申請書」を「申請書等」に改め、同条第2号中「内定通知書等」を「高知県高等学校等奨学金貸与内定通知書等」に改める。

別表第1を削る。

別表第2備考1中「貸与された奨学金」を「貸与を受けた奨学金」に、「通学支援奨学金を併せて貸与された」を「併せて通学支援奨学金の貸与を受けた」に、「当該併せて貸与された」を「当該併せて貸与を受けた」に改め、同表備考2中「貸与された」を「貸与を受けた」に改め、同表を別表第1とする。

別表第3備考2中「矯正視力」を「、矯正視力」に改め、同表を別表第2とする。

別表第4備考2中「矯正視力」を「、矯正視力」に改め、同表を別表第3とする。

別記第1号様式から別記第1号様式の4までを次のように改める。

別記

第1号様式 (第3条関係)

年 月 日

高知県教育長

様

申請者 郵便番号
住 所
フリガナ
氏 名
生年月日
電話番号

印

保護者 郵便番号
※1 住 所
フリガナ
氏 名
生年月日
電話番号

印

高知県高等学校等奨学金貸与申請書

奨学金の貸与を受けたいので、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、関係機関において奨学金の貸与の決定のために必要な事項を調査されることについて同意します。

申請区分		国公立	18,000円	23,000円			
		私立	30,000円	35,000円			
申請者が入学を希望する高等学校等の名称			課程	全日制 定時制 (昼間部 夜間部) 通信制 専攻科 別科			
申請者と生計を一にする家族	続柄	氏名	年齢	職業及び勤務先 (学生の場合は、学校名)	年間収入金額	年間所得金額	備考※2
	申請者本人				円	円	
	合計	人					

(裏面)

貸与を受ける奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。					
連帯保証人 ※4	年 月 日 郵便番号 住所 氏名 生年月日 電話番号 奨学生との関係 職業 勤務先(会社名等)	①	連帯保証人 ※4	郵便番号 住所 氏名 生年月日 電話番号 奨学生との関係 職業 勤務先(会社名等)	①

(以下は、記載しないでください。)

世帯員数	収入の種別	基準額	障害者加算	収入基準額
	給与 その他			
収入合計				
生活保護世帯		非課税世帯	減免世帯	基準額以下の世帯

- 備考 ※1 申請者が成年者である場合は、保護者の記載は必要ありません。
- ※2 申請者と生計を一にする家族に次に掲げる方がいる場合は、その旨を「備考」欄に記載してください。
- (1) 障害等級が1級、2級又は3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている方
 - (2) 級別が1級又は2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - (3) 障害の程度がA1、A2又はB1と記載された療育手帳の交付を受けている方
- ※3 奨学金の振込口座は、申請者本人の名義のものに限ります。
- ※4 連帯保証人のうち1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
- 5 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 申請者と生計を一にする家族全員の住民票の写し
 - (2) 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に生活保護を受けた世帯は、福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書
 - (3) 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に地方税法第295条第1項の規定により市町村民税を非課税とされた方の属する世帯(市町村民税を課税された方が1人以上いる世帯を除く。)又は同法第323条の規定に基づき市町村民税の減免を受けた方の属する世帯(市町村民税の減免を受けなかった方が1人以上いる世帯を除く。)は、市町村長が発行する証明書
 - (4) (2)又は(3)に該当しない世帯は、市町村長が発行する収入・所得を証明する書類
 - (5) ※2に該当する世帯は、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し
 - (6) 奨学金の振込口座の各項目の記載内容を確認することができる預金通帳の写し
- 6 記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別様に記載した書類を添えてください。

第1号様式の2 (第3条関係)

年 月 日

高知県教育長

様

申請者 郵便番号
住 所
フリガナ
氏 名
生年月日
電話番号

㊞

保護者 郵便番号
※1 住 所
フリガナ
氏 名
生年月日
電話番号

㊞

高知県高等学校等奨学金貸与申請書

奨学金の貸与を受けたいので、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、関係機関において奨学金の貸与の決定のために必要な事項を調査されることについて同意します。

申請区分		国公立		18,000円		23,000円	
		私立		30,000円		35,000円	
高等学校等の名称			第 () 学年 (年次) 年度	課程	全日制 (昼間部 夜間部) 通信制 専攻科 別科		
学年又は年次 (入学年度)							
申請者と生計を一にする家族	続柄	氏名	年齢	職業及び勤務先 (学生の場合は、学校名)	年間収入金額	年間所得金額	備考 ※2
	申請者本人				円	円	
	合計		人				

(裏面)

貸与を受ける奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。			
年	月	日	
連帯保証人	郵便番号	連帯保証人	郵便番号
※4	住所	※4	住所
氏名	氏名	氏名	氏名
生年月日	生年月日	生年月日	生年月日
電話番号	電話番号	電話番号	電話番号
奨学生との関係	奨学生との関係	奨学生との関係	奨学生との関係
職業	職業	職業	職業
勤務先(会社名等)	勤務先(会社名等)	勤務先(会社名等)	勤務先(会社名等)

(以下は、記載しないでください。)

世帯員数	収入の種別	基準額	障害者加算	収入基準額
	給与 其他			
収入合計				
生活保護世帯		非課税世帯	減免世帯	基準額以下の世帯

- 備考 ※1 申請者が成年者である場合は、保護者の記載は必要ありません。
- ※2 申請者と生計を一にする家族に次に掲げる方がいる場合は、その旨を「備考」欄に記載してください。
- (1) 障害等級が1級、2級又は3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている方
 - (2) 級別が1級又は2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - (3) 障害の程度がA1、A2又はB1と記載された療育手帳の交付を受けている方
- ※3 奨学金の振込口座は、申請者本人の名義のものに限ります。
- ※4 連帯保証人のうち1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
- 5 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 申請者と生計を一にする家族全員の住民票の写し
 - (2) 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に生活保護を受けた世帯は、福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書
 - (3) 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に地方税法第295条第1項の規定により市町村民税を非課税とされた方の属する世帯（市町村民税を課税された方が1人以上いる世帯を除く。）又は同法第323条の規定に基づき市町村民税の減免を受けた方の属する世帯（市町村民税の減免を受けなかった方が1人以上いる世帯を除く。）は、市町村長が発行する証明書
 - (4) (2)又は(3)に該当しない世帯は、市町村長が発行する収入・所得を証明する書類
 - (5) ※2に該当する世帯は、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し
 - (6) 在学する高等学校等が発行する在学証明書
 - (7) 奨学金の振込口座の各項目の記載内容を確認することができる預金通帳の写し
- 6 記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別様に記載した書類を添えてください。

第1号様式の3 (第3条関係)

年 月 日

高知県教育長

様

申請者 郵便番号
住 所
フリガナ
氏 名
生年月日
電話番号

印

保護者 郵便番号
※1 住 所
フリガナ
氏 名
生年月日
電話番号

印

高知県高等学校等奨学金貸与申請書

奨学金の貸与を受けたいので、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第3条第3項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、関係機関において奨学金の貸与の決定のために必要な事項を調査されることについて同意します。

申請区分		国公立	18,000円	23,000円			
		私立	30,000円	35,000円			
高等学校等の名称		第 () 学年 (年次) 年度	課程	全日制 (昼間部 夜間部)		通信制 専攻科 別科	
学年又は年次 (入学年度)				年間収入金額	年間所得金額		
申請者と生計を一にする家族	続柄	氏名	年齢	職業及び勤務先 (学生の場合は、学校名)	年間収入金額	年間所得金額	備考 ※2
	申請者本人				円	円	
合計		人					

(裏面)

貸与を受ける奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。	
年 月 日	
連帯保証人 郵便番号	連帯保証人 郵便番号
※4 住所	※4 住所
氏名	氏名
生年月日	生年月日
電話番号	電話番号
奨学生との関係	奨学生との関係
職業	職業
勤務先(会社名等)	勤務先(会社名等)

奨学金の貸与を申請することになった家庭の事情(事実発生日: 年 月 日)

学校長の所見

年 月 日

学校名
学校長氏名

(以下は、記載しないでください。)

世帯員数	収入の種別	基準額	障害者加算	収入基準額
	給与 其他			
収入合計			事由発生前	
			事由発生後	

備考 ※1 申請者が成年者である場合は、保護者の記載は必要ありません。

※2 申請者と生計を一にする家族に次に掲げる方がいる場合は、その旨を「備考」欄に記載してください。

(1) 障害等級が1級、2級又は3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている方

(2) 級別が1級又は2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

(3) 障害の程度がA1、A2又はB1と記載された療育手帳の交付を受けている方

※3 奨学金の振込口座は、申請者本人の名義のものに限ります。

※4 連帯保証人のうち1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。

5 次に掲げる書類を添えてください。

(1) 申請者と生計を一にする家族全員の住民票の写し

(2) 市町村長が発行する収入・所得を証明する書類

(3) (1)及び(2)に掲げる書類のほか、奨学金の貸与を申請することになった家庭の事情を証明する書類

(4) ※2に該当する世帯は、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し

(5) 在学する高等学校等が発行する在学証明書

(6) 奨学金の振込口座の各項目の記載内容を確認することができる預金通帳の写し

6 記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別様に記載した書類を添えてください。

第1号様式の4（第3条の2関係）

第 号
年 月 日

様

高知県教育長



高知県高等学校等奨学金貸与内定通知書

年 月 日付けで申請のありました高知県高等学校等奨学金については、
貸与することを内定しましたので、通知します。

備考 今回の内定は、奨学金の貸与の決定ではありません。奨学金の貸与の決定について
は、 月ごろを予定しています。

別記第1号様式の5を削る。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県教育長

印

高知県高等学校等奨学金貸与決定通知書

年 月 日付けで申請のありました高知県高等学校等奨学金の貸与については、次のとおり決定しましたので、通知します。

奨学生決定番号	
奨学金区分	国公立 私立
貸与月額	円
貸与の始期	年 月から

- 備考
- 1 奨学金の貸与の期間は、年間を限度とします。
 - 2 あなたが奨学金の貸与の要件を欠いた場合は、奨学金の貸与を取り消すことがあります。
 - 3 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例及び高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の規定に従ってください。

別記第8号様式及び別記第8号様式の2を次のように改める。

第8号様式（第9条の2関係）

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生 奨学生決定番号

郵便番号

住 所

氏 名



電話番号

奨学金貸与月額変更申請書

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第9条の2第1項の規定により、下記のとおり奨学金の月額の変更を申請します。

記

1 転学又は編入学をした場合

区分	奨学金区分	貸与月額	学校名	転学又は編入学をした日
変更前	国公立 私立	円		年 月 日
変更後	国公立 私立	円		

2 奨学金の月額の変更を希望する場合

区分	奨学金区分	貸与月額	変更を希望する日
変更前	国公立 私立	円	年 月 日から
変更後	国公立 私立	円	

第8号様式の2 (第9条の2関係)

第 号
年 月 日

様

高知県教育長



奨学金貸与月額変更通知書

年 月 日付けで申請のありました高知県高等学校等奨学金の貸与月額の
変更については、次のとおり決定しましたので、通知します。

奨学金区分	国公立	私立
貸与月額	円 (変更前 円)	
変更の始期	年	月から

別記第8号様式の3を削る。

別記第10号様式及び別記第11様式を次のように改める。

第10号様式（第11条関係）

年 月 日

高知県教育長

様

奨学生 奨学生決定番号

郵便番号

住 所

氏 名

㊞

電話番号

奨学金貸与再開申請書

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第11条第1項の規定により、下記のとおり奨学金の貸与の再開を申請します。

記

1 貸与の再開を申請する理由

2 貸与の一時停止の始期 年 月から

3 貸与の一時停止の理由がなくなった日 年 月 日

第 号
年 月 日

様

高知県教育長

印

奨学金貸与再開通知書

年 月 日付けで申請のありました高知県高等学校等奨学金の貸与の再開
については、年 月から行うこととしましたので、通知します。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条第5項の改正規定（「修学資金」を「教育支援資金」に改める部分に限る。）及び同条第6項を削る改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則（高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第2条第6項を削る改正規定に限る。）による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第2条の規定は、平成21年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第69号）の施行の日以後に新たに奨学金の貸与を決定する者が同日前に行う奨学金の貸与の申請手続及び当該奨学金の貸与の内定については、この規則による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第3条及び第3条の2の規定の例による。
(高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部改正)
- 4 高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則（平成19年高知県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「定める者」を「定める者（以下「保護者」という。）」に、「奨学金（以下）を「奨学金（別表第3を除き、以下）」に改め、同条第4項第4号中「高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則（平成14年高知県教育委員会規則第4号。附則第2項を除き、以下「高等学校等奨学金貸与規則」という。）別表第1に定める基準額（a）」を「生活保護法の規定による保護の基準を勘案して県教育長が定める基準額（次号において「基準額」という。）」に改め、同項第5号中「次条第3項において」を「以下」に、「高等学校等奨学金貸与規則別表第1に定める基準額（a）」を「基準額」に改め、「又は支出が著しく増大した世帯」を削り、同項に次の1号を加える。

(6) 生計急変の事由により、収入が著しく減少し、又は支出が著しく増大した世帯に属する者で、著しく修学が困難であると県教育長が認めたもの

第3条第1項ただし書中「高等学校等奨学金貸与規則」を「高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則（平成14年高知県教育委員会規則第4号。附則第2項を除き、以下「高等学校等奨学金貸与規則」という。）」に、「次に掲げる書類」を「当該書類」に改め、同条第2項第2号中「県立高校の」を「県立高校が」に改め、同条第3項中「前条第4項第5号」を「前条第4項第5号又は第6号」に改め、同項第2号中「県立高校の」を「県立高校が」に改める。

第4条第3項第1号中「県立高校の」を「県立高校が」に改める。

第6条第2項中「第2条第4項第5号」を「第2条第4項第5号又は第6号」に改める。

第9条中「以下「保護者」という」を「以下同じ」に改める。

第10条第3項中「4月20日までに別記第11号様式による高知県県立高校通学支援奨学金現況報告書（次項において「現況報告書」という。）」を「県教育長が指定する期日までに通学のために利用する公共交通機関の運賃の額を確認することができる書類（次項において「運賃確認書類」という。）」に改め、同条第4項中「現況報告書」を「運賃確認書類」に改める。

第11条第3項中「行う」を「、これを行う」に改める。

第13条第1項中「奨学金の貸与を一時停止された奨学生が」を「条例第4条の規定に基づき奨学金の貸与を一時停止された奨学生は、条例第5条の規定により」に改め、同条第3項中「前項」を「条例第5条」に改める。

第17条第2項中「に入学し、修学するために資金を貸与された」を「で修学するために資金の貸与を受けた」に改める。

第19条第1項中「奨学金返還猶予申請書に」を「奨学金返還猶予申請書に奨学金の」に改め

る。

第20条第1項中「別表第3及び別表第4」を「別表第2及び別表第3」に改め、同条第3項ただし書中「次に掲げる書類」を「当該書類」に改め、同条第5項第1号中「別表第3」を「別表第2」に改め、同項第2号中「別表第4」を「別表第3」に改める。

別表第3備考1中「貸与された奨学金」を「貸与を受けた奨学金」に、「ただし、」を「ただし、併せて」に、「を併せて貸与された」を「の貸与を受けた」に、「当該併せて貸与された」を「当該併せて貸与を受けた」に改め、同表備考2中「貸与された」を「貸与を受けた」に改める。

別記第1号様式中「関係書類を添えて」を「関係書類を添えて次のとおり」に、

「

合計	人		
----	---	--	--

」

を

「

合計	人	
----	---	--

」

に、

「

奨学金を次の金融機関の口座に振り込んでください。※3							
金融機関名				店舗名			
預金種目	普通 その他 ()	口座 番号				口座 名義	

」

を

「

奨学金の振込口座※3						
金融機関名				店舗名		
預金種別	普通	口座番号		口座名義		

」

に改め、同様式裏面中

「

世帯員数	収入の種類	基準額	70歳以上	障害者	母子・父子	収入基準額
	給与 その他					
決定番号	収入合計					
生活保護世帯 ・ 非課税世帯 ・ 減免世帯 ・ 基準額以下の世帯						

」

を

「

世帯員数	収入の種類	基準額	障害者加算	収入基準額
	給与 その他			

」

収入合計	
生活保護世帯	非課税世帯 減免世帯 基準額以下の世帯

に改め、同様式裏面備考中「振込口座は」を「奨学金の振込口座は」に、「貸与を受けようと」を「奨学金の貸与を受けようと」に、「福祉事務所長の」を「福祉事務所長が」に、「市町村長の」を「市町村長が」に、

「(6) 父母の一方若しくは両方がいないか、又はこれらに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の方が児童を養育している世帯は、その旨を証する書類

(7) 振込口座の各項目の記載内容が確認することができる預金通帳の写し

を

「(6) 奨学金の振込口座の各項目の記載内容を確認することができる預金通帳の写しに、「別業」を「別様」に改める。

別記第2号様式中「関係書類を添えて」を「関係書類を添えて次のとおり」に、

合計	人		
----	---	--	--

を

合計	人		
----	---	--	--

に、

奨学金を次の金融機関の口座に振り込んでください。※3							
金融機関名				店舗名			
預金種目	普通 その他 ()	口座 番号				口座 名義	

を

奨学金の振込口座※3							
金融機関名				店舗名			
預金種別	普通	口座番号				口座名義	

に改め、同様式裏面中

世帯員数	収入の種類	基準額	70歳以上	障害者	母子・父子	収入基準額
	給与 その他					
決定番号			収入合計			
生活保護世帯 ・ 非課税世帯 ・ 減免世帯 ・ 基準額以下の世帯						

を

世帯員数	収入の種類	基準額	障害者加算	収入基準額
	給与 其他			
収入合計				
生活保護世帯		非課税世帯	減免世帯	基準額以下の世帯

に改め、同様式裏面備考中「振込口座は」を「奨学金の振込口座は」に、「(8)」を「(7)」に、「貸与を受けよう」とを「奨学金の貸与を受けよう」とに、「福祉事務所長の」を「福祉事務所長が」に、「市町村長の」を「市町村長が」に、

「(6) 父母の一方若しくは両方がいないか、又はこれらに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の方が児童を養育している世帯は、その旨を証する書類

(7) 在学する県立高校の発行する在学証明書

を

「(6) 在学する県立高校が発行する在学証明書

に、「(9) 振込口座」を「(8) 奨学金の振込口座」に、「記載内容が」を「記載内容を」に、「別業」を「別様」に改める。

別記第3号様式中「関係書類を添えて」を「関係書類を添えて次のとおり」に、

合計	人		
----	---	--	--

を

合計	人	
----	---	--

に、

奨学金を次の金融機関の口座に振り込んでください。※3									
金融機関名				店舗名					
預金種目	普通 其他 ()	口座 番号						口座 名義	

を

奨学金の振込口座※3									
金融機関名				店舗名					
預金種別	普通	口座番号						口座名義	

に改め、同様式裏面中

奨学金の緊急貸与を希望するに至った家庭の事情を記載してください。									
事実発生年月日 年 月 日									

学校長の所見 年 月 日 学校名 学校長氏名	印
---------------------------------	---

を

奨学金の貸与を申請することになった家庭の事情 (事実発生年月日: 年 月 日)	
学校長の所見 年 月 日 学校名 学校長氏名	印

に、

世帯員数	収入の種類	基準額	70歳以上	障害者	母子・父子	収入基準額
	給与 其他					
決定番号	収入合計					
生活保護世帯 ・ 非課税世帯 ・ 減免世帯 ・ 基準額以下の世帯						

を

世帯員数	収入の種類	基準額	障害者加算	収入基準額
	給与 其他			
収入合計			事由発生前	
			事由発生後	

に改め、同様式裏面備考中「振込口座は」を「奨学金の振込口座は」に、「(7)に」を「(6)に」に、「市町村長の」を「市町村長が」に、「この申請書の記載事項」を「奨学金の貸与を申請することになった家庭の事情」に、

「(5) 父母の一方若しくは両方がいないか、又はこれらに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の方が児童を養育している世帯は、その旨を証する書類

(6) 在学する県立高校の発行する在学証明書

を

「(5) 在学する県立高校が発行する在学証明書」
に、「(7) 通学」を「(6) 通学」に、「(8) 振込口座」を「(7) 奨学金の振込口座」
に、「記載内容が」を「記載内容を」に、「別葉」を「別様」に改める。

別記第11号様式を次のように改める。

第11号様式 削除

別記第15号様式中

「奨学生 決定番号

住 所

氏 名

④」

を

「 奨学生 奨学生決定番号

住所

氏名

④」

に、

「2 奨学金の貸与を一時停止された期間

年 月分から 年 月分まで」

を

「2 奨学金の貸与の一時停止の始期

年 月から

」

に改める

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>高知県高等学校奨学金の貸与に関する条例施行規則 (抜粋)</p>	<p>高知県高等学校奨学金の貸与に関する条例施行規則 (抜粋)</p>
<p>本則</p>	<p>本則</p>
<p>(貸与を受ける者の要件等)</p>	<p>(貸与を受ける者の要件等)</p>
<p>第2条 略</p>	<p>第2条 略</p>
<p>2 条例第2条第1項第1号の教育委員会規則で定める<u>保護者</u> (以下「<u>保護者</u>」 という。) は、同項の規定に基づき貸与される奨学金 (別表第1を除き、以下 「<u>奨学金</u>」という。) は、奨学金の貸与を受けようとする者 (以下「<u>申請者</u>」 という。) の親権者又は未成年後見人とする。</p>	<p>2 条例第2条第1項第1号の教育委員会規則で定める保護者は、奨学金の貸与 を受けようとする者 (以下「<u>申請者</u>」という。) の親権者又は未成年後見人と する。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>4 条例第2条第1項第2号の教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当す る者とする。</p>	<p>4 条例第2条第1項第2号の教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当す る者とする。</p>
<p>(1)～(3) 略</p>	<p>(1)～(3) 略</p>
<p>(4) 世帯の収入が<u>生活保護法の規定による保護の基準を勘案して県教育長が定める基準 額</u> (次号において「<u>基準額</u>」という。) 以下である世帯に属する者</p>	<p>(4) 世帯の収入が別表第1に定める<u>基準額 (a)</u> 以下である世帯に属する者</p> <p>(5) 世帯の収入が別表第1に定める<u>基準額 (a)</u> を超え、かつ、同表に定める<u>基準額 (b)</u> 以下である世帯に属する者であつて、申請時までの高等学校等 (ただし、高等学校等にお ける学習成績が未評定である場合は、中学校 (中等教育学校の前期課程を含む。以下 同じ。) における最終学年とする。) における全履修科目の学習成績の評定を5段階で 行った場合に、当該評定の結果を平均した値が3.0以上であるもの</p>
<p>(5) 主としてその収入によって世帯の生計を支えている者の失職、破産、病気若しくは 死亡又は火災、風水害等 (以下「<u>生計急変の事由</u>」という。) により、収入が著しく減 少し、<u>基準額</u>以下となった世帯に属する者</p>	<p>(6) 主としてその収入によって世帯の生計を支えている者の失職、破産、病気若しくは 死亡又は火災、風水害等 (次条第3項において「<u>生計急変の事由</u>」という。) により、 収入が著しく減少し、別表第1に定める<u>基準額 (a)</u> 以下となった世帯又は支出が著し く増大した世帯に属する者</p>
<p>(6) <u>生計急変の事由により、収入が著しく減少し、又は支出が著しく増大した世帯に属 する者で、著しく修学が困難であると県教育長が認めたもの</u></p>	<p>5 条例第2条第1項第3号の教育委員会規則で定める奨学金等は、母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号) による就学支度資金、高知県生活福祉資金貸付事業に係る修 学資金のうち就学支度費及び高知県立高校通学支援奨学金貸与条例 (平成19年高知 県条例第10号) 第2条第1項の規定に基づき貸与される奨学金 (別表第2備考1にお</p>
<p>5 条例第2条第1項第3号の教育委員会規則で定める奨学金等は、母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号) による就学支度資金、高知県生活福祉資金貸付事業に係る教 育支援資金のうち就学支度費及び高知県立高校通学支援奨学金貸与条例 (平成19年高知 県条例第10号) 第2条第1項の規定に基づき貸与される奨学金 (別表第1備考1にお</p>	<p>5 条例第2条第1項第3号の教育委員会規則で定める奨学金等は、母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号) による就学支度資金、高知県生活福祉資金貸付事業に係る修 学資金のうち就学支度費及び高知県立高校通学支援奨学金貸与条例 (平成19年高知 県条例第10号) 第2条第1項の規定に基づき貸与される奨学金 (別表第2備考1にお</p>

29

いて「通学支援奨学金」という。)とする。

(貸与の申請手続)

第3条 高等学校等(条例第1条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)に進学を希望し、前条第4項第1号から第4号までの規定のいずれかに該当する申請者は、別記第1号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、新たに奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度の12月15日までに、県教育長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

2 高等学校等に在学し、前条第4項第1号から第4号までの規定のいずれかに該当する申請者は、別記第1号様式の2による申請書に次に掲げる書類を添えて、新たに奨学金の貸与を受けようとする年度の4月30日までに、県教育長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 在学する高等学校等が発行する在学証明書

(3) 前2号に掲げる書類のほか、県教育長が必要と認める書類

3 高等学校等に在学し、前条第4項第5号又は第6号の規定に該当する申請者は、生計急変の事由が発生したときから1年以内に、別記第1号様式の3による申請書に次に掲げる書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。

(1) 申請者及び申請者と生計を一にする者の収入を証明する書類及び住民票の写し並びに収入が著しく減少し、又は支出が著しく増加したことを証明する書類

(2) 在学する高等学校等が発行する在学証明書

(3) 前2号に掲げる書類のほか、県教育長が必要と認める書類

4 申請者が中学校(中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)又は高等学校等に在学している場合の前3項の規定による申請書等の提出は、当該在学している中学校又は高等学校等を通じて行わなければならない。

(貸与の内定等)

第3条の2 県教育長は、前条第1項の規定による申請書等を受理したときは、その内容を審査し、奨学金の貸与が内定した申請者(次条第1項において「内定者」という。)には別記第1号様式の4による高知県高等学校等奨学金貸与内定通知書により、内定しない申

「通学支援奨学金」という。)とする。

6 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援教育就学奨励費の給付を受けている者は、奨学金の貸与の対象としない。

(貸与の申請手続)

第3条 高等学校等に進学を希望し、前条第4項第1号から第4号までの規定のいずれかに該当する申請者は、別記第1号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、新たに奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度の12月15日までに、県教育長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

2 高等学校等に在学し、前条第4項第1号から第5号までの規定のいずれかに該当する申請者は、別記第1号様式の2による申請書に次に掲げる書類を添えて、新たに奨学金の貸与を受けようとする年度の4月30日までに、県教育長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 在学する高等学校等が発行する在学証明書

(3) 自宅外通学者に係る奨学金の貸与を受けようとする者にあつては、自宅外通学者であることを証明する書類

(4) 前条第4項第5号の規定に該当する申請者にあつては、別記第1号様式の3による高知県高等学校等奨学金学習成績証明書

(5) 前各号に掲げる書類のほか、県教育長が必要と認める書類

3 高等学校等に在学し、前条第4項第6号の規定に該当する申請者は、生計急変の事由が発生したときから1年以内に、別記第1号様式の4による申請書に次に掲げる書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。

(1) 申請者及び申請者と生計を一にする者の収入を証明する書類及び住民票の写し並びに収入が著しく減少し、又は支出が著しく増加したことを証明する書類

(2) 在学する高等学校等が発行する在学証明書

(3) 自宅外通学者に係る奨学金の貸与を受けようとする者にあつては、自宅外通学者であることを証明する書類

(4) 前3号に掲げる書類のほか、県教育長が必要と認める書類

4 申請者が中学校又は高等学校等に在学している場合の前3項の規定による申請書の提出は、当該在学している中学校又は高等学校等を通じて行わなければならない。

(貸与の内定等)

第3条の2 県教育長は、前条第1項の規定による申請書等を受理したときは、その内容を審査し、奨学金の貸与が内定した申請者には別記第1号様式の5による高知県高等学校等奨学金貸与内定通知書(以下「内定通知書」という。)により、内定しない申請者にはそ

請者にはその旨を通知するものとする。

- 2 前条第1項の規定による申請書等の提出が学校を通じて行われたときは、県教育長は、当該学校に前項の規定により申請者に通知した内容を通知するものとする。この場合において、当該学校が市町村の設置する中学校のときは、当該市町村の教育長を経由して行うものとする。

(貸与の決定等)

第4条 県教育長は、内定者について4月30日までに高等学校等に在学していることを確認したとき又は第3条第2項若しくは第3項の規定による申請書等を受理したときは、奨学金を貸与する者を決定し、奨学金を貸与する内定者又は申請者には別記第2号様式による高知県高等学校等奨学金貸与決定通知書により、貸与しない内定者又は申請者にはその旨を通知するものとする。

- 2 第3条第2項又は第3項の規定による申請書等の提出が学校を通じて行われたときは、県教育長は、当該学校に前項の決定内容を通知するものとする。
- 3 県教育長は、第1項の規定により奨学金の貸与の決定を行ったときは、奨学金の貸与の決定を受けた者（以下「奨学生」という。）が在学する高等学校等に奨学生の住所、氏名その他必要な事項を通知するものとする。

4 略

(貸与の期間)

第5条 略

- 2 第2条第4項第5号又は第6号の規定に該当する奨学生に係る奨学金の貸与の期間については、第3条第3項の規定により申請者が申請を行った日の属する月から前条第1項の規定により県教育長が奨学金の貸与の決定を通知した日の属する年度末までを限度とする。

(連帯保証人)

第6条 奨学生は、第4条第1項の規定による奨学金の貸与の決定を受けたときは、速やかに連帯保証人2人を定め、別記第3号様式による誓約書を在学する高等学校等を経由して県教育長に提出しなければならない。

- 2 前項の連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）のうち1人は、保護者以外の者で、独立の生計を営む成年者でなければならない。

3～5 略

(奨学金の貸与の方法)

第7条 略

の旨を通知するものとする。

- 2 申請書等の提出が学校を通じて行われたときは、県教育長は、当該学校に前項の規定により申請者に通知した内容を通知するものとする。この場合において、当該学校が市町村の設置する中学校のときは、当該市町村の教育長を経由して行うものとする。

- 3 内定通知書により通知を受けた者のうち自宅外通学者に係る奨学金の貸与を受けようとする者は、4月30日までに、自宅外通学者であることを証する書類を在学する高等学校等を経由して県教育長に提出しなければならない。

(貸与の決定等)

第4条 県教育長は、第3条第2項若しくは第3項の申請書等を受理したとき又は前条第3項の書類の提出があったときは、奨学金を貸与する者を決定し、貸与する者には別記第2号様式による高知県高等学校等奨学金貸与決定通知書により、貸与しない者にはその旨を通知するものとする。

- 2 申請書の提出が学校を通じて行われたときは、県教育長は、当該学校に前項の決定内容を通知するものとする。

- 3 県教育長は、第1項の規定により貸与の決定を行ったときは、貸与の決定を受けた者（以下「奨学生」という。）が在学する高等学校等に奨学生の住所、氏名その他必要な事項を通知するものとする。

4 略

(貸与の期間)

第5条 略

- 2 第2条第4項第6号に該当する奨学生に係る奨学金の貸与の期間については、第3条第3項の規定により申請者が申請を行った日の属する月から第4条第1項の規定により県教育長が貸与の決定を通知した日の属する年度末までを限度とする。

(連帯保証人)

第6条 奨学生は、奨学金の貸与の決定を受けたときは、速やかに連帯保証人2人を定め、別記第3号様式による誓約書を在学する高等学校等を経由して県教育長に提出しなければならない。

- 2 連帯保証人のうち1人は、保護者以外の者で、独立の生計を営む成年者でなければならない。

3～5 略

(奨学金の貸与の方法)

第7条 略

2 前項の口座の指定は、第3条第1項から第3項までの規定により申請書等を提出するときに行うものとする。

3 略
(届出等)

第9条 略

2 略

(貸与月額の変更)

第9条の2 奨学生は、転学又は編入学をしたことにより貸与を受けている奨学金の奨学金区分の変更が必要となったとき又は条例第3条第3項の規定に基づく奨学金の月額の変更を申し出ようとするときは、別記第8号様式による奨学金貸与月額変更申請書(以下この条において「変更申請書」という。)を在学する高等学校等を経由して県教育長に提出しなければならない。

2 県教育長は、変更申請書を受理した場合は、貸与する奨学金の月額を変更するかどうかを決定し、奨学金の月額を変更するときは別記第8号様式の2による奨学金貸与月額変更通知書により、変更しないときはその旨を、奨学生が在学する高等学校等を経由して奨学生に通知するものとする。

3 第1項の奨学金区分の変更による奨学金の月額の変更は、転学又は編入学をした日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときにあっては、その日の属する月)から、これを行うものとする。

4 第1項の条例第3条第3項の規定に基づく奨学金の月額の変更は、変更申請書に記載された変更希望日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときにあっては、その日の属する月)から、これを行うものとする。ただし、当該変更希望日が当該変更申請書を県教

2 前項の口座の指定は、申請書を提出するときに行うものとする。

3 略
(届出等)

第9条 略

2 略

3 第2条第4項第1号から第5号までのいずれかに該当する奨学生は、毎年4月20日までに別記第8号様式による高知県高等学校等奨学金現況報告書を在学する高等学校等を経由して県教育長に提出しなければならない。

4 県教育長は、次のいずれかに該当する場合には、奨学生に対する奨学金の貸与を取り消すことができる。ただし、第2号及び第3号については、病気等特別な理由があると認められる場合を除く。

(1) 奨学生が前項の規定による高知県高等学校等奨学金現況報告書を提出しないとき。

(2) 第2条第4項第5号に該当する奨学生のうち、単位制による課程以外の課程に在学する者が、進級できなかつたため同一学年を重ねて履修するとき。

(3) 第2条第4項第5号に該当する奨学生のうち、単位制による課程に在学する者に係る前年度の履修単位数が、18単位未満であるとき。

(貸与月額の変更)

第9条の2 奨学生は、住所を変更し、又は転学若しくは編入学をしたことにより、貸与されている奨学金の月額を上回る月額の奨学金区分に該当することとなった場合において、貸与を受ける奨学金の月額を当該該当することとなった奨学金区分の月額に増額しようとするときは、別記第8号様式の2による奨学金貸与月額増額申請書(以下この条において「増額申請書」という。)を在学する高等学校等を経由して県教育長に提出しなければならない。

2 県教育長は、増額申請書を受理した場合は、貸与する奨学金の月額を増額するかどうかを決定し、増額するときは別記第8号様式の3による奨学金貸与月額変更通知書(次項において「変更通知書」という。)により、増額しないときはその旨を、奨学生が在学する高等学校等を経由して奨学生に通知するものとする。

3 県教育長は、奨学生が住所を変更し、又は転学若しくは編入学をしたことにより、貸与されている奨学金の月額を下回る月額の奨学金区分に該当することとなった場合は、貸与する奨学金の月額を当該該当することとなった奨学金区分の月額に減額し、変更通知書により奨学生が在学する高等学校等を経由して奨学生に通知するものとする。

4 前3項の規定による奨学金の月額の変更は、変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。ただし、増額する場合において、増額申請書の提出が変更すべき事実の生じた日から1月を経過し

育長が受理した日以前の日である場合は、当該受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

（貸与の再開）

第11条 条例第4条の規定に基づき奨学金の貸与を一時停止された奨学生は、条例第5条の規定により奨学金の貸与の再開を申請しようとするときは、別記第10号様式による奨学金貸与再開申請書を在学する高等学校等を経由して県教育長に提出しなければならない。

2 県教育長は、前項の規定による奨学金貸与再開申請書を受理したときは、奨学金の貸与の再開の適否を決定し、奨学金の貸与の再開を適当と認めたときは別記第11号様式による奨学金貸与再開通知書により、不適当と認めたときはその旨を、奨学生が在学する高等学校等を経由して当該申請を行った者に通知するものとする。

3 条例第5条の規定による奨学金の貸与の再開は、奨学金の貸与を一時停止する理由のなくなった日の属する月から行うものとする。

（借用証書の提出）

第14条 奨学生は、条例第6条の規定に基づき奨学金の貸与を取り消されたとき又は奨学金の最終の交付を受けたときは、直ちに別記第13号様式による高知県高等学校等奨学金借用証書を県教育長に提出しなければならない。

（返還の期間）

第15条 条例第7条の教育委員会規則で定める期間は、別表第1に定めるところとする。

2 奨学生が高等学校等を卒業後、大学、短期大学、専修学校、各種学校又はこれらと同等程度と認められる教育施設で修学するために資金の貸与を受け、かつ、奨学金の返還の期間の変更を希望するときは、別表第1に定めるところにより、20年以内の期間で返還の期間を変更することができる。

3 前項の規定に基づき奨学金の返還の期間を変更しようとする者は、別記第14号様式による返還期間変更申請書を県教育長に提出しなければならない。

4 県教育長は、前項の規定による返還期間変更申請書を受理したときは、奨学金の返還の期間を決定し、当該申請を行った者に通知するものとする。

（返還の方法）

第16条 略

2 前項の規定による月賦、半年賦又は年賦による返還に係る納期限は、月賦にあつては毎月末日、半年賦にあつては4月末日及び10月末日、年賦にあつては10月末日（当該月末日が当該返還に係る指定金融機関等の休業日に当たるときは、当該休業日後の最初の当該指定金融機関等の営業日）とする。

3 奨学生は、条例第6条の規定に基づき奨学金の貸与を取り消されたとき、奨学金の最終の交付を受けたとき又は条例第8条の規定に基づく奨学金の返還の猶予の期間が満了し

た後になされたときは、県教育長が当該増額申請書を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

（貸与の復活）

第11条 奨学金の貸与を一時停止された者が奨学金の貸与の復活を申請しようとするときは、別記第10号様式による奨学金貸与復活申請書を在学する高等学校等を経由して県教育長に提出しなければならない。

2 県教育長は、前項の規定による奨学金貸与復活申請書を受理したときは、貸与の復活の適否を決定し、復活を適当と認めたときは別記第11号様式による奨学金貸与復活通知書により、不適当と認めたときはその旨を、奨学生が在学する高等学校等を経由して当該申請を行った者に通知するものとする。

3 前項の規定による貸与の復活は、貸与を一時停止する理由のなくなった日の属する月から行うものとする。

（借用証書の提出）

第14条 奨学生は、条例第6条の規定により奨学金の貸与を取り消されたとき、又は奨学金の最終の交付を受けたときは、直ちに別記第13号様式による高知県高等学校等奨学金借用証書を県教育長に提出しなければならない。

（返還の期間）

第15条 条例第7条の教育委員会規則で定める期間は、別表第2のとおりとする。

2 奨学生が高等学校等を卒業後、大学、短期大学、専修学校、各種学校又はこれらと同等程度と認められる教育施設に入学し、修学するために資金の貸与を受け、かつ、奨学金の返還の期間の変更を希望するときは、別表第2に定めるところにより、20年以内の期間で返還の期間を変更することができる。

3 前項の規定に基づき返還の期間を変更しようとする者は、別記第14号様式による返還期間変更申請書を県教育長に提出しなければならない。

4 県教育長は、前項の規定による返還期間変更申請書を受理したときは、返還の期間を決定し、申請を行った者に通知するものとする。

（返還の方法）

第16条 略

2 前項の規定による月賦、半年賦又は年賦による返還に係る納期限は、月賦にあつては毎月末日、半年賦にあつては4月末日及び10月末日、年賦にあつては10月末日（当該月末日が当該返還に係る金融機関の休業日に当たるときは、当該休業日後の最初の当該金融機関の営業日）とする。

3 奨学生は、奨学金の貸与を取り消されたとき、奨学金の最終の交付を受けたとき、又は返還の猶予の期間が満了したときは、速やかに別記第15号様式により第1項の口座の指

たときは、速やかに別記第 15 号様式により第 1 項の口座の指定を行い、当該口座が設けられている指定金融機関等を経由して県教育長に届け出なければならない。

4 奨学生が前項の規定により届け出た口座を変更しようとするときは、同項の規定を準用する。

5 略

(返還の猶予)

第 17 条 条例第 8 条の規定に基づき奨学金の返還の猶予を受けようとする者は、別記第 16 号様式による奨学金返還猶予申請書に奨学金の返還の猶予を受けようとする理由を証する書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。

2 県教育長は、前項の規定による奨学金返還猶予申請書を受理したときは、奨学金の返還の猶予の適否を決定し、奨学金の返還の猶予を適当と認めたときは別記第 17 号様式による奨学金返還猶予通知書により、不適当と認めたときはその旨を、当該申請を行った者に通知するものとする。

3 略

4 条例第 8 条第 2 号の規定に該当する場合における奨学金の返還の猶予の期間は、1 年以内で県教育長が認める期間とする。この場合において、県教育長が特に必要があると認めたときは、更に 1 年以内で当該期間を延長することができる。

(返還の免除)

第 18 条 条例第 9 条に規定する精神又は身体の著しい障害は、別表第 2 及び別表第 3 に定める障害とする。

2 条例第 9 条の規定に基づき奨学金の返還の免除を受けようとする者は、別記第 18 号様式による奨学金返還免除申請書に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 奨学生が前項に規定する障害を受けたとき 精神障害者保健福祉手帳の写し若しくは身体障害者手帳の写し又は医師が発行する診断書 (当該障害を受けたことを確認することができるものに限る。)

3 県教育長は、前項の規定による奨学金返還免除申請書を受理したときは、奨学金の返還の免除の適否及び返還を免除する額を決定し、奨学金の返還の免除を適当と認めたときは別記第 19 号様式による奨学金返還免除通知書により、免除を不適当と認めたときはその旨を、当該申請を行った者に通知するものとする。

4 返還を免除する額は、次に掲げる額とする。

(1) 奨学生が死亡したとき又は別表第 2 に定める障害を受けたときは、奨学金の返還未済額的全額

(2) 奨学生が別表第 3 に定める障害を受けたときは、奨学金の返還未済額の 4 分の 3 の

定を行い、当該口座が設けられている指定金融機関等を経由して県教育長に届け出なければならない。

4 奨学生が前項の規定により届け出た口座を変更しようとするときは、前項の規定を準用する。

5 略

(返還の猶予)

第 17 条 条例第 8 条の規定に基づき奨学金の返還の猶予を受けようとする者は、別記第 16 号様式による奨学金返還猶予申請書に返還の猶予を受けようとする理由を証する書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。

2 県教育長は、前項の規定による奨学金返還猶予申請書を受理したときは、返還の猶予の適否を決定し、猶予を適当と認めたときは別記第 17 号様式による奨学金返還猶予通知書により、不適当と認めたときはその旨を、当該申請を行った者に通知するものとする。

3 略

4 条例第 8 条第 2 号に該当する場合における奨学金の返還の猶予の期間は、1 年以内で県教育長が認める期間とする。この場合において、県教育長が特に必要があると認めたときは、更に 1 年以内の期間延長することができる。

(返還の免除)

第 18 条 条例第 9 条に規定する精神又は身体の著しい障害は、別表第 3 及び別表第 4 に規定する障害とする。

2 条例第 9 条の規定に基づき奨学金の返還の免除を受けようとする者は、別記第 18 号様式による奨学金返還免除申請書に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 奨学生が前項に規定する障害を受けたとき 精神障害者保健福祉手帳の写し若しくは身体障害者手帳の写し又は医師の発行する診断書 (当該障害を受けたことが確認できるものに限る。)

3 県教育長は、前項の規定による奨学金返還免除申請書を受理したときは、返還の免除の適否及び返還を免除する額を決定し、免除を適当と認めたときは別記第 19 号様式による奨学金返還免除通知書により、免除を不適当と認めたときはその旨を、当該申請を行った者に通知するものとする。

4 返還を免除する額は、次に掲げる額とする。

(1) 奨学生が死亡したとき又は別表第 3 に規定する障害を受けたときは、奨学金の返還未済額的全額

(2) 奨学生が別表第 4 に規定する障害を受けたときは、奨学金の返還未済額の 4 分の 3 の

額
(延滞利子)

第19条 条例第10条第1項の規定により延滞利子を徴収する場合において、その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が500円未満であるときは、当該端数又は当該全額を切り捨てるものとする。

(事務処理の特例)

第20条 条例第11条の教育委員会規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 第3条第1項の規定による申請書の受理
- (2) 第3条の2第1項の規定による高知県高等学校等奨学金貸与内定通知書等の交付

別表第1 (第15条関係)

(表は省略)

備考 1 貸与金額は、条例第2条第1項の規定に基づき貸与を受けた奨学金

の額
(延滞利子)

第19条 条例第10条の規定に基づき延滞利子を徴収する場合において、その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(事務処理の特例)

第20条 条例第11条の教育委員会規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 第3条第1項の規定による申請書の受理
- (2) 第3条の2第1項の規定による内定通知書等の交付

別表第1 (第2条関係)

世帯区分	基準額(a)	基準額(b)
1人世帯	2,280,000円	3,040,000円
2人世帯	3,020,000円	4,030,000円
3人世帯	3,740,000円	4,980,000円
4人世帯	4,370,000円	5,820,000円
5人世帯	4,940,000円	6,580,000円
6人世帯	5,610,000円	7,470,000円
7人世帯	6,270,000円	8,360,000円
8人以上1人増すごとに加算する額	670,000円	890,000円

備考 この表の左欄に掲げる世帯区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる基準額を収入基準額とする。ただし、障害等級が1級、2級若しくは3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている者、級別が1級若しくは2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は障害の程度がA1、A2若しくはB1と記載された療育手帳の交付を受けている者が属する世帯については、当該基準額に当該者1人につき300,000円を加算して得た額を当該世帯の収入基準額とする。

別表第2 (第15条関係)

(表は省略)

備考 1 貸与金額は、条例第2条第1項の規定に基づき貸与された奨学金の

の総額とする。ただし、併せて通学支援奨学金の貸与を受けた場合における貸与金額は、同項の規定に基づき貸与を受けた奨学金の総額に当該併せて貸与を受けた通学支援奨学金の総額を加えて得た額とする。

- 2 第 15 条第 2 項の規定に基づき奨学金の返還の期間を変更する場合における貸与金額は、1 による奨学金の総額に大学、短期大学、専修学校、各種学校又はこれらと同等程度の教育を行うと認められる教育施設で修学するために貸与を受けた資金の総額を加えて得た額とする。

別表第 2 (第 18 条関係)

(表は省略)

備考 1 略

- 2 視力は、万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。

別表第 3 (第 18 条関係)

(表は省略)

備考 1 略

- 2 視力は、万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。

別記

第 1 号様式

(第 3 条関係)

第 1 号様式の 2

(第 3 条関係)

第 1 号様式の 3

(第 3 条関係)

第 1 号様式の 4

(第 3 条の 2 関係)

第 2 号様式

(第 4 条関係)

第 3 号様式

(第 6 条関係)

第 4 号様式

総額とする。ただし、通学支援奨学金を併せて貸与された場合における貸与金額は、同項の規定に基づき貸与された奨学金の総額に当該併せて貸与された通学支援奨学金の総額を加えて得た額とする。

- 2 第 15 条第 2 項の規定に基づき奨学金の返還の期間を変更する場合における貸与金額は、1 による奨学金の総額に大学、短期大学、専修学校、各種学校又はこれらと同等程度の教育を行うと認められる教育施設で修学するために貸与された資金の総額を加えて得た額とする。

別表第 3... (第 18 条関係)

(表は省略)

備考 1 略

- 2 視力は、万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については矯正視力について測ったものをいう。

別表第 4 (第 18 条関係)

(表は省略)

備考 1 略

- 2 視力は、万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については矯正視力について測ったものをいう。

別記

第 1 号様式

... (第 3 条関係)

第 1 号様式の 2

... (第 3 条関係)

第 1 号様式の 3 (第 3 条関係)

高知県高等学校等奨学金学習成績証明書

第 1 号様式の 4

... (第 3 条関係)

第 1 号様式の 5

... (第 3 条の 2 関係)

第 2 号様式

... (第 4 条関係)

第 3 号様式

(第 6 条関係)

第 4 号様式

37

(第6条関係)
第5号様式
(第7条関係)
第6号様式
(第8条関係)
第7号様式
(第9条関係)

第8号様式
(第9条の2関係)
第8号様式の2
(第9条の2関係)

第9号様式
(第10条関係)
第10号様式
(第11条関係)

第11号様式
(第11条関係)

第12号様式
(第13条関係)
第13号様式
(第14条関係)
第14号様式
(第15条関係)

第15号様式
(第16条関係)
第16号様式
(第17条関係)

第17号様式
(第17条関係)
第18号様式
(第18条関係)

第19号様式
(第18条関係)

(第6条関係)
第5号様式
(第7条関係)
第6号様式
(第8条関係)
第7号様式
(第9条関係)
第8号様式(第9条関係)
高知県高等学校等奨学金現況報告書

第8号様式の2
(第9条の2関係)
第8号様式の3
(第9条の2関係)

第9号様式
(第10条関係)
第10号様式
(第11条関係)

第11号様式
(第11条関係)

第12号様式
(第13条関係)
第13号様式
(第14条関係)

第14号様式
(第15条関係)
第15号様式
(第16条関係)

第16号様式
(第17条関係)
第17号様式
(第17条関係)

第18号様式
(第18条関係)
第19号様式
(第18条関係)

新 旧 対 照 表

新

旧

第1号様式 (第3条関係)

第1号様式 (第3条関係)

高知県教育長

高知県教育長

様

様

年 月 日

年 月 日

申請者 郵便番号
住 所
フリガナ
氏 名
生年月日
電話番号

申請者 郵便番号
住 所
フリガナ
氏 名
生年月日
電話番号

保 護 者 郵便番号
※1 住 所
フリガナ
氏 名
生年月日
電話番号

保 護 者 郵便番号
※1 住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

高知県高等学校等奨学金貸与申請書

高知県高等学校等奨学金貸与申請書

奨学金の貸与を受けたいので、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

高知県高等学校等奨学金の貸与を受けたいので、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第3条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、関係機関において奨学金の貸与の決定のために必要な事項を調査されることについて同意します。

なお、関係機関において奨学金の貸与の決定のために必要な事項を調査されることについて同意します。

申 請 区 分		国公立		私立		
		18,000円	23,000円	30,000円	35,000円	
申請者が入学を希望する 高等学校等の名称		課 程		全日制 定時制(昼間部 夜間部) 通信制 専攻科 別 科		
				別 科		
姓 名	氏 名	年 齢	職業及び勤務先 (学生の場合は、学校名)	年 間 収 入 金 額	年 間 所 得 金 額	備 考 ※2
申請者と生計を一にする家族	申請者 本人			円	円	
合 計		人				
他の奨学金等の 貸与状況		有(名称:) 無 申請中(申請先:)				
奨学金の振込口座※3						
金融機関名		店 舗 名				
預金 種目	普通	口座 番号		口座 名義		

※ 申請時の注意事項は、裏面の備考に記載しています。

申 請 区 分		国公立		私立		自宅通学者		自宅外通学者	
		18,000円	23,000円	30,000円	35,000円	年間収入 金額	年間所得 金額	全日制 定時制(昼間部 夜間部) 通信制 専攻科 別 科	備考 ※2
申請者が入学を希望する 高等学校等の名称		課 程		全日制 定時制(昼間部 夜間部) 通信制 専攻科 別 科		別 科			
				別 科					
姓 名	氏 名	年 齢	職業及び勤務先 (学生の場合は、学校名)	年 間 収 入 金 額	年 間 所 得 金 額	備 考 ※2			
申請者と生計を一にする家族	申請者 本人			円	円				
合 計		人							
他の奨学金等の 貸与の状況		母子及び寡婦福祉給付の奨学金 その他の奨学金等 (申請先)		有 無 申請中					
				有 無 申請中					
奨学金を次の金融機関の口座に振り込んでください。※3									
金融機関名		店 舗 名							
預金 種目	普通	口座 番号		口座 名義					

※ 申請時の注意事項は、裏面の備考に記載しています。

33

新 旧 対 照 表

新

(裏面)

貸与を受ける奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。
年 月 日

連帯保証人 郵便番号 ※4 住 所 氏 名 生年月日 電話番号 奨学生との関係 職 業 勤務先(会社名等)	連帯保証人 郵便番号 ※4 住 所 氏 名 生年月日 電話番号 奨学生との関係 職 業 勤務先(会社名等)
--	--

(以下は、記載しないでください。)

世帯員数	収入の種類	基 準 額	障害者加算	収入 基 準 額
	給与 その他			
収入 合 計				
生活保護世帯		非課税世帯	減免世帯	基準額以下の世帯

- 備考 ※1 申請者が成年者である場合は、保護者の記載は必要ありません。
 ※2 申請者と生計を一にする家族に次に掲げる方がいる場合は、その旨を「備考」欄に記載してください。
 (1) 障害等級が1級、2級又は3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている方
 (2) 級別が1級又は2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 (3) 障害の程度がA1、A2又はB1と記載された療育手帳の交付を受けている方
 ※3 奨学金の振込口座は、申請者本人の名義のものに限ります。
 ※4 連帯保証人のうち1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
 5 次に掲げる書類を添えてください。
 (1) 申請者と生計を一にする家族全員の住民票の写し
 (2) 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に生活保護を受けた世帯は、福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書
 (3) 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に地方税法第295条第1項の規定により市町村民税を非課税とされた方の属する世帯(市町村民税を課税された方が1人以上いる世帯を除く。)又は同法第323条の規定に基づき市町村民税の減免を受けた方の属する世帯(市町村民税の減免を受けなかった方が1人以上いる世帯を除く。)は、市町村長が発行する証明書
 (4) (2)又は(3)に該当しない世帯は、市町村長が発行する収入・所得を証明する書類
 (5) ※2に該当する世帯は、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し
 (6) 奨学金の振込口座の各項目の記載内容を確認することができる預金通帳の写し
 6 記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別紙に記載した書類を添えてください。

旧

(裏面)

貸与を受ける奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。
年 月 日

連帯保証人 郵便番号 ※4 住 所 氏 名 生年月日 電話番号 奨学生との関係 職 業 勤務先(会社名等)	連帯保証人 郵便番号 ※4 住 所 氏 名 生年月日 電話番号 奨学生との関係 職 業 勤務先(会社名等)
--	--

(以下は、記載しないでください。)

世帯員数	収入の種類	基 準 額	7.0歳以上	障 害 者	親子・父子	収入 基 準 額
	給与 その他					
収入 合 計						
生活保護世帯・非課税世帯・減免世帯・基準額(a)以下の世帯・基準額(a)を超えて(b)以下の世帯						

- 備考 ※1 申請者が成年者である場合は、保護者の記載は必要ありません。
 ※2 申請者と生計を一にする家族に次に掲げる方がいる場合は、その旨を「備考」欄に記載してください。
 (1) 障害等級が1級、2級又は3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている方
 (2) 級別が1級又は2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 (3) 障害の程度がA1、A2又はB1と記載された療育手帳の交付を受けている方
 ※3 振込口座は、申請者本人の名義のものに限ります。
 ※4 連帯保証人のうち1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
 5 次に掲げる書類を添えてください。
 (1) 申請者と生計を一にする家族全員の住民票の写し
 (2) 貸与を受けようとする年度の前年度に生活保護を受けた世帯は、福祉事務所長の発行する生活保護受給証明書
 (3) 貸与を受けようとする年度の前年度に地方税法第295条第1項の規定により市町村民税を非課税とされた方の属する世帯(市町村民税を課税された方が1人以上いる世帯を除く。)又は同法第323条の規定に基づき市町村民税の減免を受けた方の属する世帯(市町村民税の減免を受けなかった方が1人以上いる世帯を除く。)は、市町村長の発行する証明書
 (4) (2)又は(3)に該当しない世帯は、市町村長の発行する収入・所得を証明する書類
 (5) ※2に該当する世帯は、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し
 (6) 父または母の一方若しくは両方がいないか、又はこれらに準ずる状態にあるため、父または母以外の者が親権を養育している世帯は、その旨を証する書類
 (7) 振込口座の各項目の記載内容を確認することができる預金通帳の写し
 6 記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別紙に記載した書類を添えてください。

新 旧 対 照 表

新

旧

第1号様式の2 (第3条関係)

第1号様式の2 (第3条関係)

高知県教育長

高知県教育長

申請者 郵便番号
住所
フリガナ
氏名
生年月日
電話番号

申請者 郵便番号
住所
フリガナ
氏名
生年月日
電話番号

保証者 郵便番号
※1 住所
フリガナ
氏名
生年月日
電話番号

保証者 郵便番号
※1 住所
フリガナ
氏名
電話番号

高知県高等学校等奨学金貸与申請書

高知県高等学校等奨学金貸与申請書

奨学金の貸与を受けたいので、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、明保借印を添えて次のとおり申請します。

高知県高等学校等奨学金の貸与を受けたいので、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第3条第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、関係機関において奨学金の貸与の決定のために必要な事項を調査されることについて同意します。

なお、関係機関において奨学金の貸与の決定のために必要な事項を調査されることについて同意します。

申請区分		国公立	18,000円	23,000円
		私立	30,000円	35,000円
高等学校等の名称				全日制 定時制(昼間部 夜間部)
学年又は年次第(入学年度)		第()学年(年次)		通信制 専攻科 別科
申請者と生計を一にする家族	続柄	氏名	年齢	職業及び勤務先 (学生の場合は、学校名)
	申請者本人			
合計	人			
他の奨学金等の貸与状況		有(名称:) 無 申請中(申請先:)		
奨学金の振込口座※3				
金融機関名		店舗名		
預金種別	普通	口座番号		口座名義

※ 申請時の注意事項は、裏面の備考に記載しています。

申請区分		国公立	私立	自営通学者	自営外通学者
高等学校等の名称				全日制 定時制(昼間部 夜間部)	通信制 専攻科 別科
学年又は年次第(入学年度)		第()学年(年次)		年間収入 金額	年間所得 金額
申請者と生計を一にする家族	続柄	氏名	年齢	職業及び勤務先 (学生の場合は、学校名)	備考 ※2
	申請者本人				
合計	人				
学校長の証明する成績証明書添3				要 不要	
他の奨学金等の貸与状況		母子及び障害福祉給付の修学資金		有 無 申請中	
		その他の奨学金等 (申請先)		有 無 申請中	
奨学金を次の金融機関の口座に振り込んでください。※4					
金融機関名		店舗名			
預金種別	普通	口座番号		口座名義	

※ 申請時の注意事項は、裏面の備考に記載しています。

40

新 旧 対 照 表

新

(裏面)

貸与を受ける奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。
年 月 日

連帯保証人 郵便番号 ※4 住 所 氏 名 生年月日 電話番号 奨学生との関係 職 業 勤務先(会社名等)	連帯保証人 郵便番号 ※4 住 所 氏 名 生年月日 電話番号 奨学生との関係 職 業 勤務先(会社名等)
--	--

(以下は、記載しないでください。)

世帯員数	収入の種類	基 準 額		控 除 者 加 算	収 入 基 準 額
	給与 その他				
収 入 合 計					
生活保護世帯		非課税世帯	減免世帯	基準額以下の世帯	

- 備考 ※1 申請者が成年者である場合は、保護者の記載は必要ありません。
- ※2 申請者と生計を一にする家族に次に掲げる方がいる場合は、その旨を「備考」欄に記載してください。
- (1) 障害等級が1級、2級又は3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている方
 - (2) 級別が1級又は2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - (3) 障害の程度がA1、A2又はB1と記載された療育手帳の交付を受けている方
- ※3 奨学金の返還口座は、申請者本人の名義のものに限ります。
- ※4 連帯保証人のうち1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
- 5 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 申請者と生計を一にする家族全員の住民票の写し
 - (2) 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に生活保護を受けた世帯は、福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書
 - (3) 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に地方税法第295条第1項の規定により市町村民税を非課税とされた方の属する世帯(市町村民税を課税された方が1人以上いる世帯を除く。)又は同法第323条の規定に基づき市町村民税の減免を受けた方の属する世帯(市町村民税の減免を受けなかった方が1人以上いる世帯を除く。)は、市町村長が発行する証明書
 - (4) (2)又は(3)に該当しない世帯は、市町村長が発行する収入・所得を証明する書類
 - (5) ※2に該当する世帯は、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し
 - (6) 在学する高等学校等が発行する在学証明書
 - (7) 奨学金の返還口座の各項目の記載内容を照認することができる預金通帳の写し
- 6 記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別紙に記載した書類を添えてください。

旧

(裏面)

貸与を受ける奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。
年 月 日

連帯保証人 郵便番号 ※5 住 所 氏 名 生年月日 電話番号 奨学生との関係 職 業 勤務先(会社名等)	連帯保証人 郵便番号 ※5 住 所 氏 名 生年月日 電話番号 奨学生との関係 職 業 勤務先(会社名等)
--	--

(以下は、記載しないでください。)

世帯員数	収入の種類	基 準 額		7.0級以上(障害者)	保 護 者	保 子	父 子	収 入 基 準 額
	給与 その他	a	b					
生活保護世帯・控除世帯・減免世帯・基準額(a)以下の世帯・基準額(a)を超えて(b)以下の世帯								

- 備考 ※1 申請者が成年者である場合は、保護者の記載は必要ありません。
- ※2 申請者と生計を一にする家族に次に掲げる方がいる場合は、その旨を「備考」欄に記載してください。
- (1) 障害等級が1級、2級又は3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている方
 - (2) 級別が1級又は2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - (3) 障害の程度がA1、A2又はB1と記載された療育手帳の交付を受けている方
- ※3 収入(所得)基準額が(a)を超えて(b)以下の方は、学校長の証明する成績証明書が必要となります。
- ※4 返還口座は、申請者本人の名義のものに限ります。
- ※5 連帯保証人のうち1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
- 6 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 申請者と生計を一にする家族全員の住民票の写し
 - (2) 貸与を受けようとする年度の前年度に生活保護を受けた世帯は、福祉事務所長の発行する生活保護受給証明書
 - (3) 貸与を受けようとする年度の前年度において地方税法第295条第1項の規定により市町村民税を非課税とされた方の属する世帯(市町村民税を課税された方が1人以上いる世帯を除く。)又は同法第323条の規定に基づき市町村民税の減免を受けた方の属する世帯(市町村民税の減免を受けなかった方が1人以上いる世帯を除く。)は、市町村長の発行する収入・所得を証明する書類
 - (4) (2)又は(3)に該当しない世帯は、市町村長の発行する収入・所得を証明する書類
 - (5) ※2に該当する世帯は、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し
 - (6) 父(母)の一方若しくは両方がいないか、又はこれらに準ずる状態にあるため、父(母)の他方又は父(母)以外の方が親戚を養育している世帯は、その旨を証する書類
 - (7) 在学する高等学校等の発行する在学証明書
 - (8) 自宅外通学者に係る奨学金の貸与を受けようとする者にあっては、自宅外通学であることを証明する書類
 - (9) 返還口座の各項目の記載内容を照認することができる預金通帳の写し
- 7 記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別紙に記載した書類を添えてください。

新 旧 対 照 表

新

旧

削除

第1号様式の3。(第3条関係)

平成 年 月 日

高知県教育長.....様

学 校 名

学校長氏名..... 印

高知県高等学校授奨学金学習成績証明書

...下記のとおり、高知県高等学校授奨学金の貸与に関する条例施行規則第2条第4項第5号
...の規定による学習成績を証明します...

記

フリガナ 氏.....名	
生 年 月 日	年 月 日生
在 学 学 校	学 校 科 第..... 学 年 (年次).....
学習成績の算定平均値	

新 旧 対 照 表

新

旧

第1号様式の3 (第3条関係)

第1号様式の4 (第3条関係)

高知県教育長 様

高知県教育長 様

申請者 郵便番号
住 所
フリガナ
氏 名
生年月日
電話番号

保 護 者 郵便番号
※1 住 所
フリガナ
氏 名
生年月日
電話番号

申請者 郵便番号
住 所
フリガナ
氏 名
生年月日
電話番号

保 護 者 郵便番号
※1 住 所
フリガナ
氏 名
生年月日
電話番号

高知県高等学校等奨学金貸与申請書

奨学金の貸与を受けたいので、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第3条第3項の規定により、関係書類を添えて本のとおり申請します。

高知県高等学校等奨学金貸与申請書

高知県高等学校等奨学金の貸与を受けたいので、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第3条第3項の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、関係機関において奨学金の貸与の決定のために必要な事項を調査されることについて同意します。

なお、関係機関において奨学金の貸与の決定のために必要な事項を調査されることについて同意します。

申 請 区 分		国公立	18,000円	23,000円
		私立	20,000円	25,000円
高等学校等の名称				全日制 定時制(昼間部 夜間部) 通信制 専攻科 別 科
学 年 又 は 年 次 (入 学 年 度)	第 () 学年 (年次) 年 度	課 程		
姓 名	年 齢	職業及び勤務先 (学生の場合は、学校名)	年 間 取 入 金 額	年 間 所 得 金 額
申請者 本人			円	円
合計	人			
他の奨学金等の貸与状況		有 (名称:) 無 申請中 (申請先:)		
奨学金の振込口座※3				
金融機関名		店 舗 名		
預金種別	普通	口座番号		口座名義

※ 申請時の注意事項は、裏面の備考に記載しています。

申 請 区 分		国公立	私立	自営通学者	自宅外通学者
高等学校等の名称					全日制 定時制(昼間部 夜間部) 通信制 専攻科 別 科
学 年 又 は 年 次 (入 学 年 度)	第 () 学年 (年次) 年 度	課 程			
姓 名	年 齢	職業及び勤務先 (学生の場合は、学校名)	年 間 取 入 金 額	年 間 所 得 金 額	備 考 ※2
申請者 本人			円	円	
合計	人				
他の奨学金等の貸与の状況		母子及び家族福祉法の奨学金		有.....無.....申請中	
		その他の奨学金等 (申請先:)		有.....無.....申請中	
奨学金を次の金融機関の口座に振り込んでください。※3					
金融機関名		店 舗 名			
預金種別	普通	口座番号		口座名義	

※ 申請時の注意事項は、裏面の備考に記載しています。

43

新 旧 対 照 表

新

旧

(裏面)

(裏面)

貸与を受ける奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。
年 月 日

貸与を受ける奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。
年 月 日

連帯保証人 郵便番号 氏名 ① 生年月日 電話番号 奨学生との関係 職 業 勤務先(会社名等)	連帯保証人 郵便番号 氏名 ① 生年月日 電話番号 奨学生との関係 職 業 勤務先(会社名等)
---	---

連帯保証人 郵便番号 氏名 ① 生年月日 電話番号 奨学生との関係 職 業 勤務先(会社名等)	連帯保証人 郵便番号 氏名 ① 生年月日 電話番号 奨学生との関係 職 業 勤務先(会社名等)
---	---

奨学金の貸与を申請することになった家庭の事情 (事業発生年月日: 年 月 日)

奨学金の緊急貸与を申請するに際した家庭の事情を記入してください。

事業発生年月日 年 月 日

学校長の所見

学校長の所見

年 月 日

学校名
学校長氏名

年 月 日

学校名
学校長氏名

(以下は、記載しないでください。)

(以下は、記載しないでください。)

世帯員数	収入の種類	高 学 校	障害者加算	収入及世帯
	給与 その他			
収入合計		世帯員生活		
		世帯員生活		

世帯員数	収入の種類	高 学 校	7.9.9.以上	障害者	母子・父子	収入及世帯
	給与 その他					
収入合計						

- 備考 ※1 申請者が成年者である場合は、保証者の記載は必要ありません。
 ※2 申請者と生計を一にする家族に次に掲げる方がいる場合は、その旨を「備考」欄に記載してください。
 (1) 障害等級が1級、2級又は3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている方
 (2) 級別が1級又は2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 (3) 障害の程度がA1、A2又はB1と記載された療育手帳の交付を受けている方
 ※3 奨学金の振込口座は、申請者本人の名義のものに限ります。
 ※4 連帯保証人のうち1人は、保証者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
 5 次に掲げる書類を添えてください。
 (1) 申請者と生計を一にする家族全員の住民票の写し
 (2) 市町村長が発行する収入・所得を証明する書類
 (3) (1)及び(2)に掲げる書類のほか、奨学金の貸与を申請することになった家庭の事情を証明する書類
 (4) ※2に該当する世帯は、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し
 (5) 在学する高等学校が発行する在学証明書
 (6) 奨学金の振込口座の各項目の記載内容を確認することができる預金通帳の写し
 6 記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別紙に記載した書類を添えてください。

- 備考 ※1 申請者が成年者である場合は、保証者の記載は必要ありません。
 ※2 申請者と生計を一にする家族に次に掲げる方がいる場合は、その旨を「備考」欄に記載してください。
 (1) 障害等級が1級、2級又は3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている方
 (2) 級別が1級又は2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 (3) 障害の程度がA1、A2又はB1と記載された療育手帳の交付を受けている方
 ※3 振込口座は、申請者本人の名義のものに限ります。
 ※4 連帯保証人のうち1人は、保証者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
 5 次に掲げる書類を添えてください。
 (1) 申請者と生計を一にする家族全員の住民票の写し
 (2) 市町村長が発行する収入・所得を証明する書類
 (3) その他申請内容変更を証明する書類
 (4) ※2に該当する世帯は、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し
 (5) 父母の一方親しくは両方がいないか、又はこれらに準ずる状態にあるため、父母の一方又は父母以外の方が児童を養育している事情は、その旨を証明する書類
 (6) 在学する高等学校が発行する在学証明書
 (7) 自宅外通学者に係る奨学金の貸与を受けようとする者にあつては、自宅外通学者であることを証明する書類
 (8) 振込口座の各項目の記載内容を確認することができる預金通帳の写し
 6 記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別紙に記載した書類を添えてください。

新 旧 対 照 表

新	旧
<p><u>第1号様式の4 (第3条の2関係)</u></p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>_____様</p> <p style="text-align: right;">高知県教育長 印</p> <p style="text-align: center;">高知県高等学校等奨学金貸与内定通知書</p> <p>年 月 日付けで申請のありました高知県高等学校等奨学金については、貸与することを内定しましたので、通知します。</p> <p>※ 今回の内定は、<u>奨学金の貸与</u>の決定ではありません。<u>奨学金の貸与</u>の決定については、月ごろを予定しています。</p>	<p><u>第1号様式の5 (第3条の2関係)</u></p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>申請者氏名.....様</p> <p style="text-align: right;">高知県教育長 印</p> <p style="text-align: center;">高知県高等学校等奨学金貸与内定通知書</p> <p>年 月 日付けで申請のありました高知県高等学校等奨学金については、貸与することを内定しましたので通知します。</p> <p>なお、<u>自宅外通学者に係る奨学金の貸与を受けようとする者</u>にあつては、<u>高等学校等に入学後</u>.....年 月 日までに<u>自宅外通学者であることを証する書類</u>を高知県教育長に提出してください。</p> <p>※ 今回の内定は、<u>貸与</u>の決定ではありません。<u>貸与</u>の決定については、月ごろを予定しています。</p>

45

新 旧 対 照 表

新

旧

第2号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県教育長 印

高知県高等学校等奨学金貸与決定通知書

年 月 日付で申請のありました高知県高等学校等奨学金の貸与については、
次のとおり決定しましたので、通知します。

奨学生決定番号	
奨学金区分	国公立 私立
貸与月額	円
貸与の始期	年 月から

- 備考 1 貸与の期間は、年間を限度とします。
 2 あなたが奨学金の貸与の要件を欠いた場合は、奨学金の貸与を取り消すことがあります。
 3 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例及び高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の規定に従ってください。

第2号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

奨学生氏名.....様

高知県教育長 印

高知県高等学校等奨学金貸与決定通知書

年 月 日付で申請のあった高知県高等学校等奨学金の貸与については、下記の
とおり決定しました。

様

奨学生決定番号	
奨学金区分	国公立.....私立 自宅通学者 自宅外通学者
貸与月額	円
貸与の始期	年 月から

- 備考 1 貸与の期間は、年間を限度とします。
 2 奨学生が奨学金の貸与の要件を欠いた場合は、貸与を取り消すことがあります。
 3 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例及び高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則に従ってください。

新 旧 対 照 表

新

旧

第8号様式 (第9条の2関係)

第8号様式の2 (第9条の2関係)

年 月 日

年 月 日

高知県教育長 様

高知県教育長 様

奨学生 奨学生決定番号
郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

奨学生 決定番号
郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

奨学金貸与月額変更申請書

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第9条の2第1項の規定により、下記のとおり奨学金の月額の変更を申請します。

奨学金貸与月額増額申請書

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第9条の2第1項の規定により、下記のとおり奨学金の月額の増額を申請します。

記

記

1 転学又は編入学をした場合

区分	奨学金区分	貸与月額	学 校 名	転学又は編入学をした日
変更前	国公立 私立	円		年 月 日
変更後	国公立 私立	円		

	区 分	貸与月額	住 所 又 は 学 校 名	変更年月日
変更前	国公立 私立	自宅通学者 自宅外通学者		
変更後	国公立 私立	自宅通学者 自宅外通学者		

2 奨学金の月額の変更を希望する場合

区分	奨学金区分	貸与月額	変更を希望する日
変更前	国公立 私立	円	年 月 日から
変更後	国公立 私立	円	

備考 区分の変更を願する書類を添えてください。

新 旧 対 照 表

新

第8号様式の2 (第9条の2関係)

第 年 月 日 号

_____様

高知県教育長 田

奨学金貸与月額変更通知書

年 月 日付けで申請のありました高知県高等学校等奨学金の貸与月額の変更については、次のとおり決定しましたので、通知します。

記

奨 学 金 区 分	国 公 立 私 立
貸 与 月 額	円 (変更前) 円)
変 更 の 始 期	年 月 から

旧

第8号様式の3 (第9条の2関係)

第 年 月 日 号

住所 _____様
氏名 _____

高知県教育長 田

奨学金貸与月額変更通知書

年 月 日付けで奨学金貸与月額増額申請又は第9条第1項の規定による異動の届出があった奨学金の貸与については、下記のとおり奨学金の月額を変更します。

記

区 _____ 分	国 公 立 私 立	自 宅 通 学 者 自 宅 外 通 学 者
貸 与 月 額	円 (変更前) 円)	
月 額 変 更 の 始 期	年 月 から	

新 旧 対 照 表

新

旧

第10号様式 (第11条関係)

第10号様式 (第11条関係)

年 月 日

年 月 日

高知県教育長 様

高知県教育長 様

奨学生 奨学生決定番号
郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

奨学生 決定番号
郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

奨学金貸与再開申請書

奨学金貸与復活申請書

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第11条第1項の規定により、下記のとおり奨学金の貸与の再開を申請します。

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第11条第1項の規定により、下記のとおり奨学金の貸与の復活を申請します。

記

記

- 1 貸与の再開を申請する理由
- 2 貸与の一時停止の始期 年 月から
- 3 貸与の一時停止の理由がなくなった日 年 月 日

- 1 貸与の復活を申請する理由
- 2 貸与を一時停止された年月 年 月
- 3 貸与の一時停止の理由がなくなった日 年 月 日

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>第 11 号様式 (第 11 条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>_____ 様</p> <p style="text-align: right;">高知県教育長 印</p> <p style="text-align: center;"><u>奨学金貸与再開通知書</u></p> <p>年 月 日付けで申請のありました高知県高等学校等奨学金の貸与の再開については、年 月から行うこととしましたので、通知します。</p>	<p>第 11 号様式 (第 11 条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>住 所 氏 名 _____ 様</p> <p style="text-align: right;">高知県教育長 印</p> <p style="text-align: center;"><u>奨学金貸与復活通知書</u></p> <p>年 月 日付けで申請のあった奨学金の貸与の復活については、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例第 5 条の規定により、年 月 日から行います。</p>

新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>第1条 略 (貸与を受ける者の要件等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第2条第1項第1号の教育委員会規則で定める者(以下「保護者」という。)は、同項の規定に基づき貸与される奨学金(別表第3を除き、以下「奨学金」という。)の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)の親権者又は未成年後見人とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 条例第2条第1項第3号の教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 世帯の収入が生活保護法の規定による保護の基準を勘案して県教育長が定める基準額(次号において「基準額」という。)以下である世帯に属する者</p> <p>(5) 主としてその収入によって世帯の生計を支えている者の失職、破産、病気若しくは死亡又は火災、風水害等(以下「生計急変の事由」という。)により、収入が著しく減少し、基準額以下となった世帯に属する者</p> <p>(6) 生計急変の事由により、収入が著しく減少し、又は支出が著しく増大した世帯に属する者で、著しく修学が困難であると県教育長が認めたもの (貸与の申請手続)</p> <p>第3条 条例第1条に規定する県立高校(以下「県立高校」という。)に進学を希望し、前条第4項第1号から第4号までの規定のいずれかに該当する申請者は、新たに奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度の12月15日までに、別記第1号様式による高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書に次に掲げる書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。ただし、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則(平成14年高知県教育委員会規則第4号。附則第2項を除き、以下「高等学校等奨学金貸与規則」という。)第3条第1項の申請書を併せて提出するときは、当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>(1) 申請者及び申請者と生計を一にする者の収入を証明する書類及び住民票の写し</p> <p>(2) 前号に掲げる書類のほか、県教育長が必要であると認める書類</p>	<p style="text-align: center;">高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>第1条 略 (貸与を受ける者の要件等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第2条第1項第1号の教育委員会規則で定める者は、同項の規定に基づき貸与される奨学金(以下「奨学金」という。)の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)の親権者又は未成年後見人とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 条例第2条第1項第3号の教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 世帯の収入が高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則(平成14年高知県教育委員会規則第4号。附則第2項を除き、以下「高等学校等奨学金貸与規則」という。)別表第1に定める基準額(a)以下である世帯に属する者</p> <p>(5) 主としてその収入によって世帯の生計を支えている者の失職、破産、病気若しくは死亡又は火災、風水害等(次条第3項において「生計急変の事由」という。)により、収入が著しく減少し、高等学校等奨学金貸与規則別表第1に定める基準額(a)以下となった世帯又は支出が著しく増大した世帯に属する者</p> <p>(貸与の申請手続)</p> <p>第3条 条例第1条に規定する県立高校(以下「県立高校」という。)に進学を希望し、前条第4項第1号から第4号までの規定のいずれかに該当する申請者は、新たに奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度の12月15日までに、別記第1号様式による高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書に次に掲げる書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。ただし、高等学校等奨学金貸与規則第3条第1項の申請書を併せて提出するときは、次に掲げる書類の添付を省略することができる。</p> <p>(1) 申請者及び申請者と生計を一にする者の収入を証明する書類及び住民票の写し</p> <p>(2) 前号に掲げる書類のほか、県教育長が必要であると認める書類</p>

2 県立高校に在学し、前条第4項第1号から第4号までの規定のいずれかに該当する申請者は、新たに奨学金の貸与を受けようとする年度の4月30日までに、別記第2号様式による高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書に次に掲げる書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。ただし、高等学校等奨学金貸与規則第3条第2項の申請書を併せて提出するときは、第1号、第2号及び第4号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 申請者及び申請者と生計を一にする者の収入を証明する書類及び住民票の写し
- (2) 在学する県立高校が発行する在学証明書
- (3) 通学のために利用する公共交通機関の運賃の額を確認することができる書類
- (4) 前3号に掲げる書類のほか、県教育長が必要があると認める書類

3 県立高校に在学し、前条第4項第5号又は第6号の規定に該当することとなった申請者は、生計急変の事由が発生したときから1年以内に、別記第3号様式による高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書に次に掲げる書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。ただし、高等学校等奨学金貸与規則第3条第3項の申請書を併せて提出するときは、第1号、第2号及び第4号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 申請者及び申請者と生計を一にする者の収入を証明する書類及び住民票の写し並びに収入が著しく減少し、又は支出が著しく増加したことを証明する書類
- (2) 在学する県立高校が発行する在学証明書
- (3) 通学のために利用する公共交通機関の運賃の額を確認することができる書類
- (4) 前3号に掲げる書類のほか、県教育長が必要があると認める書類

4 略

(貸与の内定等)

第4条 略

2 略

3 第1項の規定により奨学金の貸与が内定した旨の通知を受けた者は、奨学金の貸与を受けようとする年度の4月30日までに、次に掲げる書類を当該通知を受けた者が在学する県立高校を通じて、県教育長に提出しなければならない。

- (1) 在学する県立高校が発行する在学証明書
- (2) 通学のために利用する公共交通機関の運賃の額を確認することができる書類

第5条 略

(奨学金の額及び貸与の期間)

第6条 略

2 第2条第4項第5号又は第6号の規定に該当する奨学生については、第3条第3項の規定による高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書の提出があった日の属する月から前条第1項の規定により県教育長が奨学金の貸与の決定を通知した日の属する年度末までの期間内において、奨学金を貸与することができる。

2 県立高校に在学し、前条第4項第1号から第4号までの規定のいずれかに該当する申請者は、新たに奨学金の貸与を受けようとする年度の4月30日までに、別記第2号様式による高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書に次に掲げる書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。ただし、高等学校等奨学金貸与規則第3条第2項の申請書を併せて提出するときは、第1号、第2号及び第4号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 申請者及び申請者と生計を一にする者の収入を証明する書類及び住民票の写し
- (2) 在学する県立高校が発行する在学証明書
- (3) 通学のために利用する公共交通機関の運賃の額を確認することができる書類
- (4) 前3号に掲げる書類のほか、県教育長が必要があると認める書類

3 県立高校に在学し、前条第4項第5号の規定に該当することとなった申請者は、生計急変の事由が発生したときから1年以内に、別記第3号様式による高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書に次に掲げる書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。ただし、高等学校等奨学金貸与規則第3条第3項の申請書を併せて提出するときは、第1号、第2号及び第4号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 申請者及び申請者と生計を一にする者の収入を証明する書類及び住民票の写し並びに収入が著しく減少し、又は支出が著しく増加したことを証明する書類
- (2) 在学する県立高校が発行する在学証明書
- (3) 通学のために利用する公共交通機関の運賃の額を確認することができる書類
- (4) 前3号に掲げる書類のほか、県教育長が必要があると認める書類

4 略

(貸与の内定等)

第4条 略

2 略

3 第1項の規定により奨学金の貸与が内定した旨の通知を受けた者は、奨学金の貸与を受けようとする年度の4月30日までに、次に掲げる書類を当該通知を受けた者が在学する県立高校を通じて、県教育長に提出しなければならない。

- (1) 在学する県立高校が発行する在学証明書
- (2) 通学のために利用する公共交通機関の運賃の額を確認することができる書類

第5条 略

(奨学金の額及び貸与の期間)

第6条 略

2 第2条第4項第5号の規定に該当する奨学生については、第3条第3項の規定による高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書の提出があった日の属する月から前条第1項の規定により県教育長が奨学金の貸与の決定を通知した日の属する年度末までの期間内において、奨学金を貸与することができる。

第7条～第8条 略

(保護者の異動の報告)

第9条 奨学生は、第7条第1項の規定により提出した誓約書において保護者とされた者(この条の規定による異動の報告により保護者とされた者を含む。以下同じ。)を変更しようとするとき又は保護者が死亡し、若しくは県教育長が保護者を不相当と認めて変更を命じた場合であって新たに保護者を定めようとするときは、別記第9号様式による保護者異動報告書を県教育長に提出しなければならない。この場合において、奨学生が県立高校に在学するときは、当該県立高校を通じて保護者異動報告書を提出するものとする。

(届出等)

第10条 1～2 略

3 第2条第4項第1号から第4号までの規定のいずれかに該当する奨学生は、毎年県教育長が指定する期日までに通学のために利用する公共交通機関の運賃の額を確認することができる書類(次項において「運賃確認書類」という。)を当該奨学生が在学する県立高校を通じて、県教育長に提出しなければならない。

4 県教育長は、奨学生が前項の規定による運賃確認書類の提出をしないときは、当該奨学生に対する奨学金の貸与を取り消すことができる。

(奨学金の月額の変更)

第11条 略

2 略

3 前項の規定による奨学金の月額の変更は、当該変更の理由となった事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときにあっては、当該日の属する月)から、これを行うものとする。ただし、奨学金の月額を増額する変更の場合であって、当該変更の理由となった事実が生じた日から1月を経過した後に変更申請書の提出があったときは、県教育長が当該変更申請書を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときにあっては、当該日の属する月)から変更をすることができる。

第12条 略

(貸与の再開)

第13条 条例第4条の規定に基づき奨学金の貸与を一時停止された奨学生は、条例第5条の規定により奨学金の貸与の再開を申請しようとするときは、別記第15号様式による奨学金貸与再開申請書(次項において「再開申請書」という。)を当該奨学生が在学する県立高校を通じて、県教育長に提出しなければならない。

2 略

3 条例第5条の規定による奨学金の貸与の再開は、奨学金の貸与を一時停止する理由がなくなった日の属する月から行うものとする。

第7条～第8条 略

(保護者の異動の報告)

第9条 奨学生は、第7条第1項の規定により提出した誓約書において保護者とされた者(この条の規定による異動の報告により保護者とされた者を含む。以下「保護者」という。)を変更しようとするとき又は保護者が死亡し、若しくは県教育長が保護者を不相当と認めて変更を命じた場合であって新たに保護者を定めようとするときは、別記第9号様式による保護者異動報告書を県教育長に提出しなければならない。この場合において、奨学生が県立高校に在学するときは、当該県立高校を通じて保護者異動報告書を提出するものとする。

(届出等)

第10条 1～2 略

3 第2条第4項第1号から第4号までの規定のいずれかに該当する奨学生は、毎年4月20日までに別記第11号様式による高知県県立高校通学支援奨学金現況報告書(次項において「現況報告書」という。)を当該奨学生が在学する県立高校を通じて、県教育長に提出しなければならない。

4 県教育長は、奨学生が前項の規定による現況報告書の提出をしないときは、当該奨学生に対する奨学金の貸与を取り消すことができる。

(奨学金の月額の変更)

第11条 略

2 略

3 前項の規定による奨学金の月額の変更は、当該変更の理由となった事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときにあっては、当該日の属する月)から行うものとする。ただし、奨学金の月額を増額する変更の場合であって、当該変更の理由となった事実が生じた日から1月を経過した後に変更申請書の提出があったときは、県教育長が当該変更申請書を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときにあっては、当該日の属する月)から変更をすることができる。

第12条 略

(貸与の再開)

第13条 奨学金の貸与を一時停止された奨学生が奨学金の貸与の再開を申請しようとするときは、別記第15号様式による奨学金貸与再開申請書(次項において「再開申請書」という。)を当該奨学生が在学する県立高校を通じて、県教育長に提出しなければならない。

2 略

3 前項の規定による奨学金の貸与の再開は、奨学金の貸与を一時停止する理由がなくなった日の属する月から行うものとする。

第14～16条 略
(返還の期間)

第17条 略

2 奨学生が県立高校を卒業後、大学、短期大学、専修学校、各種学校又はこれらと同等程度の教育を行うと認められる教育施設で修学するために資金の貸与を受けた場合は、別表第3に定める期間内で、前項の規定による奨学金の返還の期間を変更することができる。

3～4 略

第18条 略

(返還の猶予)

第19条 奨学生は、条例第8条の規定に基づき奨学金の返還の猶予を受けようとするときは、別記第21号様式による奨学金返還猶予申請書に奨学金の返還の猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。

2～5 略

(返還の免除)

第20条 条例第9条の精神又は身体の著しい障害は、高等学校等奨学金貸与規則別表第2及び別表第3に定める障害とする。

2 略

3 条例第9条の規定に基づき奨学金の返還の免除を受けようとする者は、別記第23号様式による奨学金返還免除申請書に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。ただし、高等学校等奨学金貸与規則第18条第2項の奨学金返還免除申請書を併せて提出するときは、当該書類の添付を省略することができる。

(1)～(3) 略

4 略

5 奨学金の返還を免除する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 奨学生が死亡したとき、高等学校等奨学金貸与規則別表第2に定める障害を受けたとき又は第2項の規定に該当したとき 奨学金の返還未済額の全額に相当する額
- (2) 奨学生が高等学校等奨学金貸与規則別表第3に定める障害を受けたとき 奨学金の返還未済額の4分の3に相当する額

第21条 略

第14～16条 略
(返還の期間)

第17条 略

2 奨学生が県立高校を卒業後、大学、短期大学、専修学校、各種学校又はこれらと同等程度の教育を行うと認められる教育施設に入学し、修学するために資金を貸与された場合は、別表第3に定める期間内で、前項の規定による奨学金の返還の期間を変更することができる。

3～4 略

第18条 略

(返還の猶予)

第19条 奨学生は、条例第8条の規定に基づき奨学金の返還の猶予を受けようとするときは、別記第21号様式による奨学金返還猶予申請書に返還の猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。

2～5 略

(返還の免除)

第20条 条例第9条の精神又は身体の著しい障害は、高等学校等奨学金貸与規則別表第3及び別表第4に定める障害とする。

2 略

3 条例第9条の規定に基づき奨学金の返還の免除を受けようとする者は、別記第23号様式による奨学金返還免除申請書に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。ただし、高等学校等奨学金貸与規則第18条第2項の奨学金返還免除申請書を併せて提出するときは、次に掲げる書類の添付を省略することができる。

(1)～(3) 略

4 略

5 奨学金の返還を免除する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 奨学生が死亡したとき、高等学校等奨学金貸与規則別表第3に定める障害を受けたとき又は第2項の規定に該当したとき 奨学金の返還未済額の全額に相当する額
- (2) 奨学生が高等学校等奨学金貸与規則別表第4に定める障害を受けたとき 奨学金の返還未済額の4分の3に相当する額

第21条 略

別表第3 (第17条関係)

貸与金額	返還期間
300,000円以下	7年
300,001円から500,000円まで	8年
500,001円から700,000円まで	9年
700,001円から900,000円まで	10年
900,001円から1,100,000円まで	11年
1,100,001円から1,300,000円まで	12年
1,300,001円から1,500,000円まで	13年
1,500,001円から1,900,000円まで	14年
1,900,001円から2,300,000円まで	15年
2,300,001円から2,700,000円まで	16年
2,700,001円から2,900,000円まで	17年
2,900,001円から3,100,000円まで	18年
3,100,001円から3,300,000円まで	19年
3,300,001円以上	20年

備考 1 貸与金額は、条例第2条第1項の規定に基づき貸与を受けた奨学金の総額とする。ただし、併せて高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例（平成14年高知県条例第3号）第2条第1項の規定に基づき貸与される奨学金（以下「高等学校等奨学金」という。）の貸与を受けた場合における貸与金額は、条例第2条第1項の規定に基づき貸与を受けた奨学金の総額に当該併せて貸与を受けた高等学校等奨学金の総額を加えて得た額とする。

2 第17条第2項の規定に基づき奨学金の返還の期間を変更する場合における貸与金額は、1による奨学金の総額に大学、短期大学、専修学校、各種学校又はこれらと同等程度の教育を行うと認められる教育施設で修学するために貸与を受けた資金の総額を加えて得た額とする。

別表第3 (第17条関係)

貸与金額	返還期間
300,000円以下	7年
300,001円から500,000円まで	8年
500,001円から700,000円まで	9年
700,001円から900,000円まで	10年
900,001円から1,100,000円まで	11年
1,100,001円から1,300,000円まで	12年
1,300,001円から1,500,000円まで	13年
1,500,001円から1,900,000円まで	14年
1,900,001円から2,300,000円まで	15年
2,300,001円から2,700,000円まで	16年
2,700,001円から2,900,000円まで	17年
2,900,001円から3,100,000円まで	18年
3,100,001円から3,300,000円まで	19年
3,300,001円以上	20年

備考 1 貸与金額は、条例第2条第1項の規定に基づき貸与された奨学金の総額とする。ただし、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例（平成14年高知県条例第3号）第2条第1項の規定に基づき貸与される奨学金（以下「高等学校等奨学金」という。）を併せて貸与された場合における貸与金額は、条例第2条第1項の規定に基づき貸与された奨学金の総額に当該併せて貸与された高等学校等奨学金の総額を加えて得た額とする。

2 第17条第2項の規定に基づき奨学金の返還の期間を変更する場合における貸与金額は、1による奨学金の総額に大学、短期大学、専修学校、各種学校又はこれらと同等程度の教育を行うと認められる教育施設で修学するために貸与された資金の総額を加えて得た額とする。

別記
第1号様式(第3条関係)

(新)

高知県教育長 様

年 月 日

申請者 郵便番号
住 所
フリガナ
氏 名
生年月日
電話番号

保護者 郵便番号
住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

高知県立高校通学支援奨学金貸与申請書

高知県立高校通学支援奨学金貸与条例第2条第1項の規定に基づき奨学金の貸与を受けたいので、高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第3条第1項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。
なお、関係機関において奨学金の貸与の決定のために必要な事項を調査されることについて同意します。

入学を希望する県立高校の名称		課程の別		全日制 定時制 通信制			
申請者と生計を一にする家族	続柄	氏名	年齢	職業及び勤務先 (学生の場合は、学校名)	年間収入 金額	年間所得 金額	備考 ※1
	申請者 本人				円	円	
合計	人						
貸与を希望する奨学金の額		月額		円 ※2			
高知県高等学校等奨学金の貸与の状況		有 無		申請中			
奨学金の振込口座※3							
金融機関名		店舗名					
預金種別	普通	口座番号	口座名義				

注 申請時の注意事項は、裏面の備考に記載しています。

別記
第1号様式(第3条関係)

(旧)

高知県教育長 様

年 月 日

申請者 郵便番号
住 所
フリガナ
氏 名
生年月日
電話番号

保護者 郵便番号
住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

高知県立高校通学支援奨学金貸与申請書

高知県立高校通学支援奨学金貸与条例第2条第1項の規定に基づき奨学金の貸与を受けたいので、高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第3条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。
なお、関係機関において奨学金の貸与の決定のために必要な事項を調査されることについて同意します。

入学を希望する県立高校の名称		課程の別		全日制 定時制 通信制			
申請者と生計を一にする家族	続柄	氏名	年齢	職業又は勤務先 (学生の場合は、学校名)	年間収入 金額	年間所得 金額	備考 ※1
	申請者 本人				円	円	
合計	人						
貸与を希望する奨学金の額		月額		円 ※2			
高知県高等学校等奨学金の貸与の状況		有 無		申請中			
奨学金を次の金融機関の口座に振り込んでください。 ※3							
金融機関名		店舗名					
預金種別	普通	口座番号	口座名義				

注 申請時の注意事項は、裏面の備考に記載しています。

(裏面)

貸与を受ける奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。

年 月 日

連帯保証人 住 所
※4 氏 名
生年月日
電話番号
奨学生との関係
職 業

連帯保証人 住 所
※4 氏 名
生年月日
電話番号
奨学生との関係
職 業

(以下は、記載しないでください。)

世帯員数	収入の種類		基準額	障害者加算	収入基準額
	給与	その他			
収入合計					
	生活保護世帯	非課税世帯	減免世帯	基準額以下の世帯	

- 備考 ※1 申請者と生計を一にする家族に次に掲げる方がいる場合は、その旨を「備考」欄に記載してください。
- (1) 障害等級が1級、2級又は3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている方
 - (2) 級別が1級又は2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - (3) 障害の程度がA1、A2又はB1と記載された療育手帳の交付を受けている方
- ※2 月額5,000円、10,000円、15,000円、20,000円、25,000円又は30,000円の中から貸与を受けたい額を選んで記載してください(通学のために使用する公共交通機関の運賃の月額を超える額を選択することはできません。)
- ※3 奨学金の振込口座は、申請者本人の名義のものに限ります。
- ※4 連帯保証人のうち1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
- 5 次に掲げる書類を添えてください(併せて「高知県高等学校等奨学金貸与申請書」を提出し、次に掲げる書類を添える方は、添える必要はありません。)
- (1) 申請者と生計を一にする家族全員の住民票の写し
 - (2) 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に生活保護を受けた世帯は、福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書
 - (3) 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に地方税法第295条第1項の規定により市町村民税を非課税とされた方の属する世帯(市町村民税を課税された方が1人以上いる世帯を除く。)又は同法第323条の規定に基づき市町村民税の減免を受けた方の属する世帯(市町村民税の減免を受けなかった方が1人以上いる世帯を除く。)は、市町村民長が発行する証明書
 - (4) (2)又は(3)に該当しない世帯は、市町村民長が発行する収入・所得を証明する書類
 - (5) ※1に該当する世帯は、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し
 - (6) 奨学金の振込口座の各項目の記載内容を確認することができる預金通帳の写し
- 6 記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別紙に記載した書類を添えてください。

(裏面)

貸与を受ける奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。

年 月 日

連帯保証人 住 所
※4 氏 名
生年月日
電話番号
奨学生との関係
職 業

連帯保証人 住 所
※4 氏 名
生年月日
電話番号
奨学生との関係
職 業

(以下は、記載しないでください。)

世帯員数	収入の種類		基準額	70歳以上	障害者	母子・父子	収入基準額
	給与	その他					
決定番号							
	生活保護世帯	非課税世帯	減免世帯	基準額以下の世帯			

- 備考 ※1 申請者と生計を一にする家族に次に掲げる方がいる場合は、その旨を「備考」欄に記載してください。
- (1) 障害等級が1級、2級又は3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている方
 - (2) 級別が1級又は2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - (3) 障害の程度がA1、A2又はB1と記載された療育手帳の交付を受けている方
- ※2 月額5,000円、10,000円、15,000円、20,000円、25,000円又は30,000円の中から貸与を受けたい額を選んで記載してください(通学のために使用する公共交通機関の運賃の月額を超える額を選択することはできません。)
- ※3 振込口座は、申請者本人の名義のものに限ります。
- ※4 連帯保証人のうち1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
- 5 次に掲げる書類を添えてください(併せて「高知県高等学校等奨学金貸与申請書」を提出し、次に掲げる書類を添える方は、添える必要はありません。)
- (1) 申請者と生計を一にする家族全員の住民票の写し
 - (2) 貸与を受けようとする年度の前年度に生活保護を受けた世帯は、福祉事務所長の発行する生活保護受給証明書
 - (3) 貸与を受けようとする年度の前年度に地方税法第295条第1項の規定により市町村民税を非課税とされた方の属する世帯(市町村民税を課税された方が1人以上いる世帯を除く。)又は同法第323条の規定に基づき市町村民税の減免を受けた方の属する世帯(市町村民税の減免を受けなかった方が1人以上いる世帯を除く。)は、市町村民長の発行する証明書
 - (4) (2)又は(3)に該当しない世帯は、市町村民長の発行する収入・所得を証明する書類
 - (5) ※1に該当する世帯は、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し
 - (6) 父母の一方若しくは両方がいないか、又はこれらに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の方が児童を養育している世帯は、その旨を証明する書類
 - (7) 振込口座の各項目の記載内容を確認することができる預金通帳の写し
- 6 記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別紙に記載した書類を添えてください。

58

第2号様式 (第3条関係)

高知県教育長

様

年 月 日

申請者 郵便番号
住 所
フリガナ
氏 名
生年月日
電話番号

保護者 郵便番号
住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例第2条第1項の規定に基づき奨学金の貸与を受けたいので、高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第3条第2項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、関係機関において奨学金の貸与の決定のために必要な事項を調査されることについて同意します。

卒業した中学校の名称							
県立高校の名称				課程の別	全日制		
学年又は年次					定時制 通信制		
申請者と生計を一にする家族	続柄	氏名	年齢	職業及び勤務先 (学生の場合は、学校名)	年間収入 金額	年間所得 金額	備考 ※1
	申請者 本人				円	円	
合計	人						
貸与を希望する奨学金の額		月額 円 ※2					
高知県高等学校等奨学金の貸与の状況				有	無	申請中	
奨学金の振込口座※3							
金融機関名		店舗名					
預金種別	普通	口座番号	口座名義				

注 申請時の注意事項は、裏面の備考に記載しています。

第2号様式 (第3条関係)

高知県教育長

様

年 月 日

申請者 郵便番号
住 所
フリガナ
氏 名
生年月日
電話番号

保護者 郵便番号
住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例第2条第1項の規定に基づき奨学金の貸与を受けたいので、高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第3条第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、関係機関において奨学金の貸与の決定のために必要な事項を調査されることについて同意します。

卒業した中学校の名称							
県立高校の名称				課程の別	全日制		
学年又は年次					定時制 通信制		
申請者と生計を一にする家族	続柄	氏名	年齢	職業又は勤務先 (学生の場合は、学校名)	年間収入 金額	年間所得 金額	備考 ※1
	申請者 本人				円	円	
合計	人						
貸与を希望する奨学金の額		月額 円 ※2					
高知県高等学校等奨学金の貸与の状況				有	無	申請中	
奨学金を次の金融機関の口座に振り込んでください。 ※3							
金融機関名		店舗名					
預金種目	普通 その他(.....)	口座番号	口座名義				

注 申請時の注意事項は、裏面の備考に記載しています。

(裏面)

貸与を受ける奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。

年 月 日

連帯保証人 住 所
※4 氏 名
生年月日
電話番号
奨学生との関係
職 業

㊦

連帯保証人 住 所
※4 氏 名
生年月日
電話番号
奨学生との関係
職 業

㊦

(以下は、記載しないでください。)

世帯員数	収入の種類		基準額	障害者加算	収入基準額
	給与	その他			
収入合計					
	生活保護世帯	非課税世帯	減免世帯	基準額以下の世帯	

備考 ※1 申請者と生計を一にする家族に次に掲げる方がいる場合は、その旨を「備考」欄に記載してください。

- (1) 障害等級が1級、2級又は3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている方
- (2) 級別が1級又は2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- (3) 障害の程度がA1、A2又はB1と記載された療育手帳の交付を受けている方

※2 月額5,000円、10,000円、15,000円、20,000円、25,000円又は30,000円の中から貸与を受けたい額を選んで記載してください(通学のために使用する公共交通機関の運賃の月額を超える額を選択することはできません。)

※3 奨学金の振込口座は、申請者本人の名義のものに限ります。

※4 連帯保証人のうち1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。

5 次に掲げる書類を添えてください(併せて「高知県高等学校等奨学金貸与申請書」を提出し、次に掲げる書類を添える方は、(7)に掲げる書類のみを添えてください。)

- (1) 申請者と生計を一にする家族全員の住民票の写し
- (2) 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に生活保護を受けた世帯は、福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書
- (3) 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に地方税法第295条第1項の規定により市町村民税を非課税とされた方の属する世帯(市町村民税を課税された方が1人以上いる世帯を除く。)又は同法第323条の規定に基づき市町村民税の減免を受けた方の属する世帯(市町村民税の減免を受けなかった方が1人以上いる世帯を除く。)は、市町村長が発行する証明書

(4) (2)又は(3)に該当しない世帯は、市町村長が発行する収入・所得を証明する書類

(5) ※1に該当する世帯は、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し

(6) 在学する県立高校が発行する在学証明書

(7) 通学のために利用する公共交通機関の運賃の額を確認することができる書類(通学定期の写し等)

(8) 奨学金の振込口座の各項目の記載内容を確認することができる預金通帳の写し

6 記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別紙に記載した書類を添えてください。

(裏面)

貸与を受ける奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。

年 月 日

連帯保証人 住 所
※4 氏 名
生年月日
電話番号
奨学生との関係
職 業

㊦

連帯保証人 住 所
※4 氏 名
生年月日
電話番号
奨学生との関係
職 業

㊦

(以下は、記載しないでください。)

世帯員数	収入の種類		基準額	70歳以上	障害者	母子・父子	収入基準額
	給与	その他					
決定番号							収入合計
	生活保護世帯	非課税世帯	減免世帯	基準額以下の世帯			

備考 ※1 申請者と生計を一にする家族に次に掲げる方がいる場合は、その旨を「備考」欄に記載してください。

- (1) 障害等級が1級、2級又は3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている方
- (2) 級別が1級又は2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- (3) 障害の程度がA1、A2又はB1と記載された療育手帳の交付を受けている方

※2 月額5,000円、10,000円、15,000円、20,000円、25,000円又は30,000円の中から貸与を受けたい額を選んで記載してください(通学のために使用する公共交通機関の運賃の月額を超える額を選択することはできません。)

※3 振込口座は、申請者本人の名義のものに限ります。

※4 連帯保証人のうち1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。

5 次に掲げる書類を添えてください(併せて「高知県高等学校等奨学金貸与申請書」を提出し、次に掲げる書類を添える方は、(8)に掲げる書類のみを添えてください。)

- (1) 申請者と生計を一にする家族全員の住民票の写し
- (2) 貸与を受けようとする年度の前年度に生活保護を受けた世帯は、福祉事務所長の発行する生活保護受給証明書
- (3) 貸与を受けようとする年度の前年度に地方税法第295条第1項の規定により市町村民税を非課税とされた方の属する世帯(市町村民税を課税された方が1人以上いる世帯を除く。)又は同法第323条の規定に基づき市町村民税の減免を受けた方の属する世帯(市町村民税の減免を受けなかった方が1人以上いる世帯を除く。)は、市町村長の発行する証明書

(4) (2)又は(3)に該当しない世帯は、市町村長の発行する収入・所得を証明する書類

(5) ※1に該当する世帯は、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し

(6) 父母の一方若しくは両方がいないか、又はこれらに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の方が児童を養育している世帯は、その旨を証明する書類

(7) 在学する県立高校が発行する在学証明書

(8) 通学のために利用する公共交通機関の運賃の額を確認することができる書類(通学定期の写し等)

(9) 振込口座の各項目の記載内容を確認することができる預金通帳の写し

6 記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別紙に記載した書類を添えてください。

60

第3号様式 (第3条関係)

高知県教育長 様

年 月 日

申請者 郵便番号
住 所
フリガナ
氏 名
生年月日
電話番号

保護者 郵便番号
住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例第2条第1項の規定に基づき奨学金の貸与を受けたいので、高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第3条第3項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、関係機関において奨学金の貸与の決定のために必要な事項を調査されることについて同意します。

卒業した中学校の名称							
県立高校の名称						課程の別	全日制 定時制 通信制
学年又は年次							
申請者と生計を一にする家族	続柄	氏名	年齢	職業及び勤務先 (学生の場合は、学校名)	年間収入 金額	年間所得 金額	備考 ※1
	申請者 本人				円	円	
合計	人						
貸与を希望する奨学金の額		月額 円 ※2					
高知県高等学校等奨学金の貸与の状況		有 無 申請中					
奨学金の振込口座※3							
金融機関名		店舗名					
預金種別	普通	口座番号	口座名義				

注 申請時の注意事項は、裏面の備考に記載しています。

第3号様式 (第3条関係)

高知県教育長 様

年 月 日

申請者 郵便番号
住 所
フリガナ
氏 名
生年月日
電話番号

保護者 郵便番号
住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例第2条第1項の規定に基づき奨学金の貸与を受けたいので、高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第3条第3項の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、関係機関において奨学金の貸与の決定のために必要な事項を調査されることについて同意します。

卒業した中学校の名称							
県立高校の名称			課程の別	全日制 定時制 通信制			
学年又は年次							
申請者と生計を一にする家族	続柄	氏名	年齢	職業又は勤務先 (学生の場合は、学校名)	年間収入 金額	年間所得 金額	備考 ※1
	申請者 本人				円	円	
合計	人						
貸与を希望する奨学金の額		月額 円 ※2					
高知県高等学校等奨学金の貸与の状況		有 無 申請中					
奨学金を次の金融機関の口座に振り込んでください。 ※3							
金融機関名		店舗名					
預金 種目	普通 その他(.....)	口座 番号	口座 名義

注 申請時の注意事項は、裏面の備考に記載しています。

(裏面)

貸与を受ける奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。

年 月 日

連帯保証人 ※4 住 所 名 姓 氏 生年月日 電話番号 奨学生との関係 職 業

連帯保証人 ※4 住 所 名 姓 氏 生年月日 電話番号 奨学生との関係 職 業

奨学金の貸与を申請することになった家庭の事情 (事実発生年月日: 年 月 日)

学校長の所見

年 月 日 学校名 学校長氏名

(以下は、記載しないでください。)

世帯員数	収入の種類	基準額	障害者加算	収入基準額
	給与 その他			
収入合計			事由発生前	
			事由発生後	

- 備考 ※1 申請者と生計を一にする家族に次に掲げる方がいる場合は、その旨を「備考」欄に記載してください。
- (1) 障害等級が1級、2級又は3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている方
 - (2) 級別が1級又は2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - (3) 障害の程度がA1、A2又はB1と記載された療育手帳の交付を受けている方
- ※2 月額5,000円、10,000円、15,000円、20,000円、25,000円又は30,000円の中から貸与を受けたい額を選んで記載してください(通学のために使用する公共交通機関の運賃の月額を超える額を選択することはできません。)
- ※3 奨学金の振込口座は、申請者本人の名義のものに限ります。
- ※4 連帯保証人のうち1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
- 5 次に掲げる書類を添えてください(併せて「高知県高等学校等奨学金貸与申請書」を提出し、次に掲げる書類を添える方は、(6)に掲げる書類のみを添えてください。)
- (1) 申請者と生計を一にする家族全員の住民票の写し
 - (2) 市町村長が発行する収入・所得を証明する書類
 - (3) (1)及び(2)に掲げる書類のほか、奨学金の貸与を申請することになった家庭の事情を証明する書類
 - (4) ※1に該当する世帯は、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し
 - (5) 在学する県立高校が発行する在学証明書
 - (6) 通学のために利用する公共交通機関の運賃の額を確認することができる書類(通学定期の写し等)
 - (7) 奨学金の振込口座の各項目の記載内容を確認することができる預金通帳の写し
- 6 記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別紙に記載した書類を添えてください。

(裏面)

貸与を受ける奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。

年 月 日

連帯保証人 ※4 住 所 名 姓 氏 生年月日 電話番号 奨学生との関係 職 業

連帯保証人 ※4 住 所 名 姓 氏 生年月日 電話番号 奨学生との関係 職 業

奨学金の緊急貸与を希望するに至った家庭の事情を記載してください。

事実発生年月日 年 月 日

学校長の所見

年 月 日 学校名 学校長氏名

(以下は、記載しないでください。)

世帯員数	収入の種類	基準額	70歳以上	障害者	母子・父子	収入基準額
	給与 その他					
決定番号			収入合計			
			生活保護世帯	非課税世帯	減免世帯	基準額以下の世帯

- 備考 ※1 申請者と生計を一にする家族に次に掲げる方がいる場合は、その旨を「備考」欄に記載してください。
- (1) 障害等級が1級、2級又は3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている方
 - (2) 級別が1級又は2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - (3) 障害の程度がA1、A2又はB1と記載された療育手帳の交付を受けている方
- ※2 月額5,000円、10,000円、15,000円、20,000円、25,000円又は30,000円の中から貸与を受けたい額を選んで記載してください(通学のために使用する公共交通機関の運賃の月額を超える額を選択することはできません。)
- ※3 振込口座は、申請者本人の名義のものに限ります。
- ※4 連帯保証人のうち1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
- 5 次に掲げる書類を添えてください(併せて「高知県高等学校等奨学金貸与申請書」を提出し、次に掲げる書類を添える方は、(7)に掲げる書類のみを添えてください。)
- (1) 申請者と生計を一にする家族全員の住民票の写し
 - (2) 市町村長が発行する収入・所得を証明する書類
 - (3) (1)及び(2)に掲げる書類のほか、この申請書の記載事項を証明する書類
 - (4) ※1に該当する世帯は、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し
 - (5) 父母の一方若しくは両方がいないか、又はこれらに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の方が児童を養育している世帯は、その旨を証明する書類
 - (6) 在学する県立高校が発行する在学証明書
 - (7) 通学のために利用する公共交通機関の運賃の額を確認することができる書類(通学定期の写し等)
 - (8) 振込口座の各項目の記載内容を確認することができる預金通帳の写し
- 6 記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別紙に記載した書類を添えてください。

削除

63

		奨学生決定番号	
高知県県立高校通学支援奨学金現況報告書			
高知県教育長		様	
年 月 日			
奨学金の貸与を今年度も継続して受けたいので、高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第10条第3項の規定により次のとおり報告します。			
フリガナ			(郵便番号 -)
奨学生氏名	㊟	奨学生住所	
生年月日	年 月 日生 (満 歳)		電話番号 () -
県立高校名		※高知県高等学校等奨学金の貸与の状況	ア 受給 (申請) している イ 受給していない
※課程の別	全日制・定時制・通信制	科名、学年等	科・第 学年 (年次)
フリガナ			(郵便番号 -)
保護者氏名	㊟	保護者住所	電話番号 () -
※経済状況	世帯全員の家計状況が申請時又は前回の現況報告時と比較して ア 好転した イ ほぼ変わらない ウ 苦しくなった		
(以下は、記載しないでください。)			
「課程」欄及び「科名、学年等」欄に記載のとおり相違ありません。			
年 月 日			
高知県教育長		様	
		学校名	
		学校長氏名	
㊟			

- 備考
- ※印欄は、該当するもののいずれかを○で囲んでください。
 - 通学のために利用する公共交通機関の運賃の額を確認することができる書類を添えてください。
 - 家計状況が好転した場合は、世帯全員の収入に関する証明書を添えてください。
 - 所定の期限までにこの報告書が提出されない場合は、奨学金の貸与を辞退するものとみなして、奨学金の貸与を取り消します。
 - 前年度と報告の内容 (氏名、住所等) が異なる場合は、奨学生 (保護者・連帯保証人) 異動届 (別記第10号様式) を併せて提出してください。

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生 奨学生決定番号
住所
氏名

㊤

奨学金貸与再開申請書

奨学金の貸与の再開を希望するので、高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第13条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 奨学金の貸与の再開を申請する理由
- 2 奨学金の貸与の一時停止の始期
年 月から
- 3 奨学金の貸与の一時停止の理由がなくなった日
年 月 日

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生 決定番号
住 所
氏 名

㊤

奨学金貸与再開申請書

奨学金の貸与の再開を希望するので、高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第13条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 奨学金の貸与の再開を申請する理由
- 2 奨学金の貸与を一時停止された期間
年 月分から.....年 月分まで
- 3 奨学金の貸与の一時停止の理由がなくなった日
年 月 日